

令和6年第1回西予市議会定例会厚生常任委員会会議録

1. 開催日時 令和6年3月11日

1. 開催場所 西予市議会議員全員協議会室

1. 開 会 令和6年3月11日

午前10時00分

1. 閉 会 令和6年3月11日

午後3時05分

1. 出席委員

委員長 加藤 美香

副委員長 井関 陽一

委員 中村 一雅

委員 山本 英明

委員 二宮 一朗

委員 酒井 宇之吉

1. 欠席委員

なし

1. 出席説明員

副市長 酒井 信也

医療介護部長 浅野 幸彦

市民病院事務長 麓 寿春

野村病院事務長 垣内 千幸

つくし苑事務長 亀岡 敦志

医療対策室長 片山 裕介

医療対策室係長 宇都宮雅己

市民病院事務長補佐 竹内 寿男

市民病院係長 稲葉 和司

野村病院事務長補佐 富永 一彦

野村病院係長 松本 理恵

つくし苑事務長補佐 松崎 美智

1. 出席議会事務局職員

書記 脇本 美登利

1. 会議に付した事件

議案第42号 令和6年度西予市一般会計予算

議案第50号 令和6年度西予市病院事業会計予算

議案第51号 令和6年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算

議案第52号 財産の無償貸付について(追認)

議案第53号 西予市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第54号 西予市野村介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

1. 会議の経過 別紙のとおり

開会 午前10時0分

○加藤委員長

再開いたします。

本日は、医療介護部の審査となります。

初めに、浅野部長より挨拶をお願いいたします。

○浅野医療介護部長

浅野医療介護部長が挨拶を行う。

【医療介護部】

【医療対策室】

○加藤委員長

それでは審査に入ります。

審査に入る前に一言申し上げます。

本来委員会審査は委員会室で行われますが、特別委員会の流れもあり、議員の傍聴の希望がありましたので、全員協議会室で行わせていただきます。

また、一般傍聴の人数は5人となっておりますが、委員長判断で10人とさせていただきました。では議題に入らせていただきます。

議案第53号「西予市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第54号「西予市野村介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について」の2議案について、関連がありますので一括議題といたします。

片山室長の説明を求めます。

○片山医療対策室長

議案第53号「西予市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第54号「西予市野村介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について」一括して提案理由の御説明を申し上げます。

西予市民病院、野村病院、つくし苑の医療福祉改革を行うため、国の公立病院医療提供体制確保支援事業を活用して経営形態の見直しを行ってまいりました。その結果、3月4日に本議会で市長が申し上げさせていただきましたとおり、病院等施設の経営形態の在り方につきましては複数ありますけれども、現在の公営企業法の一部適用のままでは、経営及び運営体制の見直しの実現は困難で、現実的な視点からしても公営企業法の全部適用や独立行政法人化についても体制整備の困難性やその効果の面において難しく、3施設の合理的

で効率的な経営、医療福祉サービスの安定的な提供を図るためには、実績のある民間の医療機関に運営を委ねる指定管理者制度の導入は、経営の改善とともに、地域医療福祉を担う中核施設としての理念を再構築するために、十分に検討すべき手法であるという考えに至ったところであります。

このようなことから、市民病院及び野村病院、つくし苑につきまして、指定管理者制度の導入を具体的に検討できるようにするため、2条例の一部を改正するものでございます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○加藤委員長

片山室長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はございませんか。

○二宮委員

冒頭の部長の挨拶は、私が質疑をしたときにいただく答弁ではなかったかなと思うんですけれども、私が質疑で質問した内容は、特別委員会の委員長報告があつて、1番目の内容については市長が提案理由の説明したときに、大方皆さんがそういう方向だということと、それはそれとして、もう一つ市民の皆さんには納得されてないというところを、どういうふうにしていくのかというふうなことを早く示してほしいという思いで①ができ上がったというふうに私自身は認識しております。

今も、今後のスケジュールで発信していくふうなことも言われましたけれども、何かそれが本当に皆さんに伝わるのかなという心配というか、不安というか、そこがもう私の中でやっぱり一番まだ残っているというところで、それであれば今回の条例改正ではなくて、まだそれをある程度して、6月に条例改正案が出てもいいのではないかという思いがあるんですけれども、今後、先ほど言われた説明の中のより具体的に市民の皆さんに数字を出してとか、はっきり分かる形とする計画というか見込みはあるんでしょうかね。

○浅野医療介護部長

具体的な数字等々根拠資料に基づくということに関しましては、市民説明会においても、出席者の方から御意見があつたように、現在、経営シミュレーションを市のほうで行っております。

また、そのシミュレーションにつきましては、

完成次第広報せいの等に掲載させていただく考えでございます。

さらに、具体的な市民に対する説明等につきましてでございますけれども、現在、3月中に計画しておりますけれども、ケーブルテレビを利用して市民に対しまして市長の生の言葉で説明いただくような段取りを現在考えて進めております。3月中には放映するような流れで進めていきたいと思っておりますので、その点御理解よろしくお願ひしたいと思ひます。

さらにまた、職員に対しての説明でございますけれども、これも3月中に現在の市の考え方、方針につきまして、市長、また、病院の代表者の方にも出席いただいて、現在の病院の状況も踏まえた中で説明していただくような形にいたしております。

○二宮委員

であれば、先ほども言ったように、それをして、その後の市民の皆様の声を聞いて、それで6月の改正というスケジュールにはならないのかなと。当初総務省の事業の中で2年間というスケジュールがあつて、もう1年は延びてもいいよというか、猶予があるみたいな話も最初に僕は聞いたと思うんですけども、そういう点はいかがでしょうかね。

○片山医療対策室長

先ほどの二宮委員のもう少し時間をかけてという御質問だったと思ひますけれども、経営が年々厳しいだけではなくて、患者数の減少も進んでいる中、これ以上厳しくなつたときに指定管理をする団体があらわれるのかというところで非常に懸念するところでもあります。実際に病院からも一部そういう声が上がつてるといふふうにも聞いております。

また、3施設に繰出金を投入することは当然なんですけれども、その繰出金が年々増加することにより、他の行政サービスへ影響し、全体の行政サービスの停滞まで波及することは避けなければならない、これを3施設の体力が残っているうちに早く改革を行わなければならないという考えで、実際に今動いているところでございますので、なるべく早くということでも今動いているところでございます。

○二宮委員

ありがとうございます。

大体の状況は分かつたんですけども、例えば、

この間の答弁、私の質問ではなかつたんですけど、一般質問の和気議員やつたですかね、質問の答弁の中で、今後のスケジュールを部長が言われたと思うんですけども、この3月末の話から、6月にまた上程をして、来年の4月からという。6月で例えば、指定管理者を決めて、そこから来年4月スタートまでにいろんなスケジュールが間に合うという考えでよろしいんですか。

○浅野医療介護部長

非常にタイトなスケジュールになるかと思うんですけども、半年間の間で、現在の予定では、何とかそれをこなせるという考え方を持っております。

○二宮委員

ちょっと私一人で申し訳ないんですけど、引き続きで、この公立病院の民営化の一番最初の説明会があつたときに、やっぱり市民の皆さんの反応がかなり厳しいもんであつたということもあつたので、私室長にお聞きをして、全国の民営化をされている病院を教えてくださいんやろかということで、何カ所か紹介していただいて、私は公明党で全国に議員がおりますので、それぞれのまちの議員に状況を確認させていただきました。宮城県の白石市、あと桜川市、あま市、守山市と4カ所の病院でさせていただいて、指定管理にした後の状況はどうですかというふうな話をしたときに、おおむねどの施設も良い方向の返事しなかつたので、あれちよつとうちの反応とは違ふなということをちよつと感じておりました。

また、一つの病院では、市長が5、6年かけて丁寧な、医療従事者とか市民の人に説明をして移行したんで問題はなかつたと、そういうふうなお話も聞きました。

ですから、そういうのがあるので、できたらもう少し皆さんが納得する形で進めていくべきじゃないかというのがちよつと僕の頭の中にずっとあるんですけども。

もう1点、質問にも言ひましたけど、18人中16人の議員が入つた特別委員会を出した、最終案というか提案を、たった10日ぐらいの中でそういう判断でこれが出てきたという経緯については部長はどのように思われるのかなと。

○浅野医療介護部長

その期間の部分をつまれば、確かに、逆に言うたら軽んじとるんじゃないかなとか、そういつ

た形の御意見もあると思いますけども、この病院改革につきましては、ずっとここ1年は取り組んできた流れでございますし、また、特別委員会も1年かけていろいろ協議してもらった流れを鑑みて、そこら辺は基本的に最終報告にもありましたように、病院改革が必要だということに関してはおおむね御理解をいただいているということ、そして、経営改革、特に、指定管理の方向性については御理解いただいとるということを踏まえた中で、今回、条例改正を提案させていただいた流れでございますけども、その中での細部であるA案とかB案という形の部分の議論はあるにしても、一応方向性としては、議会の特別委員会と市の考え方としては、ベクトルは同じ方向を向いているなということを踏まえて、期間としては短いかもしれませぬけども、そういった形を踏まえて報告させてもらったという形になろうかと思います。

○二宮委員

おおむねは理解できますし、私自身も、今回のいろんな市からの説明会であったり、市民の皆さんへの説明会等に参加させていただいて分かってきたことというのたくさんあって、特別委員会の委員長報告とおおむね気持ちは変わらんですけども、ただですね、振り返ってみたら、この二次救急というのはやっぱり急がれるというのを市長がずっと言われてますし、三瓶との市民の説明会の御意見でも、二次救急をとにかく八幡浜消防との絡みで安心できるようにしてくださいというふうな御意見がたくさんあったんですけども、この二次救急の取組は、ずっと不思議に思ってたんですが、医療介護部ができて何年もたつんですけども、なかなか進んできてないというふうな、議会に見えなかったですよ、今までの経緯がなかなかどうなってるのか。それぞれの事務長に聞いたことはあるんですけど、そのときそのときで、なかなか難しいんですよ、というふうな答えしかいつももらってないんで、その今までどういうふうに取り組んできたかというところが大まかに分かれば教えていただきたいなと思います。

○浅野医療介護部長

二次救急の発端というか、それはいつ頃からなんだということかと思うんですけども、私が資料を見る中で認識しておりますのは、西予市民病院ができる前の検討委員会が平成21年7月に第1回が開かれております。議事録を見てもとそ

のときにはもう既に二次救急の集約は必要だということのをうたわれております。

その後、検討委員会を踏まえる形で、西予市の新市立病院の基本計画というのが平成23年1月にできております。その折にはもううたい込まれております。だから、その時点ではもう計画の中でその部分は問題としてうたわれとったということです、そのときから協議は始まって、その前から始まっているという認識なんですけども、現在に至るまでそれがなし得てないということは、やはりそれぞれのいろんな問題点があるかと思っておりますけども、そこは連携ができていなかったというの踏まえて、そういった状況になっているんだと思っております。

まずは市としましても二次救急の一元化集約というのを、ここ数年力を入れてきているところでございますけども、ようやく現在、実は野村病院のほうで、今隔日1日交代でやってるわけなんですけども、それがちょっとできなくなってきたという状況があります。その部分のやり方に今、市民病院等再編準備会という組織をつくって、そこで、例えば、1日交代を3日と4日であったりとか、そういう形で何とか来月、早ければ来月からそれをやっていこうという動きで実際に動いております。

そこが、これからまた議論になると思いますけども、また二次救急の集約をする場合には、やはり野村病院の病床の規模であったりとか、そこがやはり関係してきますので、そこはまた大きな論点になろうかと思いますけども、まずは市としては二次救急の集約を進めていきたいという思いがあるのは確かでございます。

○山本委員

今までの流れですけども、20年で1万2000人減った、そして医療従事者が非常に不足している、それでこういうような流れになってきていると思うんですけども、指定管理の話が出たときから、最初からやっぱり説明不足の部分は否めなかったのかなという感があります。先ほど言われましたけども、必要に応じて説明会、私の一般質問でも答えていただきましたけども、市長において一般説明会をするということで今、部長の話を聞くとCATVで市長のお話が出る、職員にも説明をするということでしたけども、市民への説明と、この必要に応じてというふうに言われましたけども、

今こそ必要なんじゃないかなと思うんですけども、その辺市民への説明会等のことはどうお考えですか。

○浅野医療介護部長

現時点でおきましては、先般市民説明会をさせていただきまして、再編イメージも含めて御説明させていただいたところでございますけども、それを受けて、市民説明会をやっているような御意見また専門機関であったりとか議会の特別委員会の御意見を踏まえて、これから市が何らかの決定であり、そこら辺を踏まえた形で、何かこう先へ進んだ形になれば、そういった必要性で多分説明をする考えが市長もあろうかと思うんですけども、現在、先般の一般質問で答えたように、現時点では、すぐする考えは今準備してないということであったと思いますので、そこは十分にすべきことをちゃんと見定めて、必要があればということの言葉で理解していただけたらありがたいと思います。

○山本委員

この条例がもし通って、指定管理が可能だというようなことになれば、指定管理というようなことになれば、最初市長が言われた3施設を残すための改革、非常に今は改革があるというのは、世の中の流れで、そういうような感覚はあるんですけども、地域医療を守る、住民を守る、そして3施設を残す、一番市長のお考えの中でも、住民のことを第一義に考えるというようなことはいつも言われてますんで、そうだと思うんですけども、今、例えば野村病院が指定管理が入ったとして負の可能性ですけども、今60床ある病床が通常使われてるのが7割程度でしょうか、40床強ぐらいだと思うんですけども、60床ある病床が限りなくゼロに近くなるとか非常に少なくなるとかいうことになる、野村・城川の人間は入院するところがなくなるというような可能性が出てきますので、この話が出て1年ちょっとたった今で、60がゼロに近くなるとか、そういうふうな現実が起こってくると非常に厳しい現実問題が出てくるんですけども、その辺は指定管理になっていないので分からないと言えば分からないんですけども、絶対残してもらおうという条件をつけてやってもらおうというような強いことは言えないんでしょうかね。

○浅野医療介護部長

今の御質問なんですけど、簡略すれば、例えばA案は何とかならんのかという形の意味合いになるかと思います。

市としましては、当初、協会から提案いただいたのは、簡単に言いますとB案ということで無床という提案でありました。

それを踏まえて、市長としましては、住民説明会等々で維持したいということの思いが強くなりましたので、当然何とかならんかということの、改めての検討を要請してA案が出てきたと思っております。

だから基本的にはA案、B案、市としてはA案が基本的な考えとしてはあります。ただし、現実問題としてA案を、30床を残すために、例えば、必要な医療人材が必要となってきます。特に夜勤ができる看護師数が重要になるかと思うんですけども、現在も、その30床を残す夜勤ができる看護師数が厳しくなってきたのが現状でございます。

だから、もしこのような、正確な数字を今いただいてあれしよるところでありますけども、現在でもちょっとA案が厳しい数字になっております。だから、基本的には残したくても残せない状況になってきているのは現状でございます。残したい思いは当然市長のほうもあろうかと思いますが、それができなくなっているという状況を説明しなければならない状況になっているという形で認識してます。

○片山医療対策室長

先ほど浅野が申し上げましたとおり、なかなか医療従事者の確保というところで非常に難しいところがあります。

それともう1点、市としましては二次救急を集約するというので、そうすると西予市民病院に医療従事者の集約をしなければならないという形になりますので、そうとなかなか野村病院に医療従事者を残すというのが今の医療従事者の数からして非常に厳しいというところもございます。

○酒井委員

管家市長が提案した理由の中にいろいろと分析してみますと、やはり人口減少とか、そして、この自治体も看護師、病院不足が始まっている。そして医療の性質が変わっておりまして、診療科目の医師間の隔たりが出たり、看護師の専門性が出たり、医師の専門性が出たりして、なかなか地方

には医師が集まらない、きていただけない。そのような現況の中での医師、看護師及び介護福祉士等の医療福祉従事者の確保が難しいというお話がございました。

そしてまた、人口減少が著しく厳しくて、そして患者数も少なくなるということもありまして、現在、合併時期と違いまして野村地区、城川入れまして1万人の人口を切った。災害の影響かもしれませんが、野村地区の人口減少率が、災害から非常に人口減少率が高い、そういういろんな問題があります。

財政面につきましても、国の財政ももうおかしくなってますし、私から見れば。そして、西予市の財政の当初予算組みも、財政課に聞きますとなかなか難しくて、住民要望も地区要望につきましても十分な予算がなされてないということです。明浜なんか悪く言えば、378ができる10何年前の漁業組合との約束事もまだできてない。漁業組合が、これをつくってくれるから埋立ていいですよ、というのもできてない。災害があつて結構野村に予算がいったら勘弁してくれやというような形で私は議員活動をしております。

そして二次救急は、正直言って、先ほど話がありましたけど、合併のときに、もう2つの病院は要らんよという話が出たんです。水道の平準化とか、そして三瓶とか、土地改良区とか、いろんな問題が出ましたが、財産区がきちとしなきゃ駄目だというそれだけやって、私は委員になっておりましたんで、大きな問題全部先送りしてます。先送りの状態が人口減少たまってここに出てきて、そして、宇和病院が建て替えのときに、21年だったと思います、21年に二次救急をどうするかということでいろいろ検討しました。公園法だとかいろいろひっかかって、現在のところに建ったわけでございますけれども、私は、過去のいろんな、長いことやっておりますので分かりますけれども、そして私が、市長の、ここに持ってますけど、今までやってこられたんだから今の時点で変える必要はない、私は変える必要ないと思うんです、やっていけるんでしたらですよ。医療の安全性が保てるんだったらいいんです。それから本当に駄目になったらそのとき誰かがやればいい、こんな無責任なことを行政ができるわけないんです。

そして、そんな市民が、これから地方の病院がこれだけ困窮し始めるときに、こういう発言を

して、そして、市長も市長です。先送りすればそれはそれで楽なのかもしれません。こんな発言なんてもつてのほかですよ。先送りして楽なんだつたらやらないほうがいいんじゃない、こんな抵抗のあるやつ。

そういう状態の中で、私なりで考えましたら、この社会情勢の中に、市長提案は飲まざるを得んかなと。ただ先ほどから二宮委員も言うように時期の問題、そして、そういう判断をどうしてするかということだと思います。私は私なりで考えるんですけれども、もしこれがそのまま条例可決されたら、次はいつどういような説明をするのか。そして、6月までにいかないと、もう今のままだったら医師、看護師が保てないから地域医療はできないですよ、逆に言えば。そういう状態を私なりに判断しております。

ただし、これにつきましても相手がおることなんです。行政側は、その相手の話一つもしませんけど。相手が実際こうだつてやってますけど。我々議会は、市長が言うよりも、地域医療振興協会へ厚生常任委員会はお医者さんはおらんか、看護師さん回してくれということで、その1年前に行ってるんですから。そこの事務局長と話をして、なかなかそれも難しいなというようなものを勉強もしてきております。

そういう中で、何とかならないかという形でこの話を市長が突発的に持ってきたと言いますけど、何とか苦肉の策でやってきたというような形で私はとっております。もうこのままだったら崩壊するなということを非常に感じておりましたんで。過去があり、現在があり、そして現在の認識はみんな違うんですよ、今の医療の西予市による認識が。過去もあるわけですから、合併前からこの話は2つは病院いらんというのは出とるんですから、問題点として。そういう問題も解決せずに今まできた。

そして、私は一つ言いたいんですけど、全部の町の住民説明会に行きました。行きましたけどみんなそれぞれ温度が違います。明浜なんかつてのは、正直言いますけども、20名の出席になってますけど、20名の出席の中で、職員と、職員も住民ですから、職員と議員除いたら20名の中に4名ですから。そして先ほどもありましたけど、三瓶なんかは、正直言って、もう二次救急の分署のやつで、八幡浜へ79.8%病院行ってるわ

けです。それになったら市民病院が見て、それだけのパイが、見てくれるパイがあるんかというようなそんな質問ばかりだったですよ。だから、指定管理者になっての話じゃないんです。

そして宇和病院、宇和もそうですけども、宇和は正直言って80名、野村が150名、城川が110名、そして延べ全部合わせて430名ぐらい市民説明会に来られてるけれども、議員だけでも43名行ってるわけですから、1割が議員がダブってるはずですよ。そして職員がダブってる、医療関係者がダブってる。これ正直言って、どっちなんだろう、どういうもんやろうと聞きに本当に行った人が半分おるのかな、そんな感じでしたよ。

だから、実際真剣に考えてるという人がどれだけおるのかなということと、そして市民にとって、こないだも明浜の人と話したんですけども、お医者さんは公務員だったんですかって言うんですから。ぱっと考えてお医者さんも公務員だったんですかって聞かれるから、いや西予市は公務員ですよ。看護師さんも公務員なんですか。そうですよ。命を守る人たちが公務員なんですかいうから、そうよ、西予市は公務員ですよ。だから、まず先に、看護師とあるよりも、何か看護師であるべきじゃないですかというような質問したから、それはそのとおりだけどそれは違うよということです。

○加藤委員長

酒井委員、質問をしてください。

○酒井委員

それで質問するんですが、この中で、先ほど言った、市長がこれ先送りすればそれで楽なのかもしれないよってこういう話したのはちょっと失礼だと思うんですが、この点につきまして、どうですか部長。

○浅野医療介護部長

多分、かなり市長も病院改革を進める中で逆風を受けとるのを感じておると思います。ただそれを受けながらも進めている市長としての立場、考え方の中で、本来ならこれ触らんかったらこんなこともないのになあという形の思いがあったんじゃないかと思います。すいません、想像ですけども。

○酒井委員

前段でも話しましたが、ひとつひとつ質問しますが、例えばこれが通ったときに、6月にやつ

たらどうですかという話も出ましたが、これが話がまとまらなかったら、今まだ細部まで決めるわけじゃないんで、細部が決まって6月なんですよ。それが決まらなかったら9月、10月までずっと延ばすか、相手がもううちはやめましたよという可能性もあるんじゃないですか。そこんどこいかがですか。

○片山医療対策室長

当然、地域医療振興協会も医療従事者の減少につきまして一番懸念してるところであります。これ以上減っていくと地域医療振興協会も非常に厳しいという判断もされるようなこともあるというふうには可能性として考えております。

○酒井委員

二次救急がここまでできなかった理由はなんですか。実を言うたら、医療、介護の職員の人たちと話したときに、ある方が誰々さんが悪いんよという言葉が出たんですよ。こんなこと言っても話がまとまるわけないでしょう。だからその辺りも、なぜ二次救急ができなかったか。振興協会の一番最初の上に、友好関係をしっかり持ってくださいと書いてあるんですよ。部長らはこの辺りの内部調整はしたんですか。したけどもならなかったということですか。

○浅野医療介護部長

結果としてはなっていないので、ならなかったということになるかと思います。

先ほども二宮委員からの御質問ありましたが、平成21年の当時から懸案事項として上がったという流れがあります。それがやはりできなかったというのは、逆に裏を返せば、それをする必要がなかったととれると思います。

だから、現在野村病院が、今、医療従事者が厳しくなって二次救急ができなくなってきたということがありますが、野村病院がずっと頑張ってきてこられたんやと思います。逆に、無理をしながら。だから地域力の強い地域でもありますので、頑張り過ぎたことがやっぱなかなか、自分とは自分でやっていく、まだ人材も医師もおると、お金もあるということで頑張ってきた弊害が逆にあるんじゃないかなと思っております。

ただし、今現在そういった状況で、やはり医療従事者が減ってくる中で、今まで踏ん張ってた部分がちょっとできなくなってきたということも現在の問題であって、逆に言うたら、それが少し

でも二次救急の集約に向けて、少しできなくなってくる部分がありますので、当然、そこは意見を共有しながら前に進めていくという流れができてると思っております。今の経緯は、分からなくなりますけども、現在私のほうはそう思っております。

○酒井委員

私は一般質問もしましたけども、2024 年問題が、この病院経営や運営にどのような影響があるかという話も、質問させてもらいました。その中で、医療の質だとか維持を懸念します。

それから、何日か前の愛媛新聞にも出ておりましたけど、結局、2024 年問題で対応できる病院、対応ができにくいから特例で残業を申請する病院、それぞれあるようですが。

そしてもう 1 点ありますのは、野村病院の愛大病院からの派遣につきましても、いろんな大学病院なんかいろんな大きな病院が派遣医師を引揚げの世界が、動きが出ております。この辺りはどのようにとらえておりますか。

○浅野医療介護部長

今酒井委員御指摘のとおり、派遣に係る分、年間 966 時間だったと思いますけども当直の年間の時間の制約があったりします。その中の部分で、今までと同じような形で派遣はできるとは思っておりません。当然、その医局、愛大も限られた人数の中で、今まで 2 人出しよったのが 1 人になったりとか、そういった形で減ることはあろうかと思うんですけど、増えることは厳しい状況になっているなど実感しております。

○酒井委員

古い話になりますけれども、合併のときに、野村病院が 10 億円近くの積立金を繰延べしておって、旧野村町から西予市に持ってきました。そして、宇和病院はその都度剰余金が出た場合は、市の財政へ剰余金として繰り上げてた、そういうふうに聞いておりましたが間違いございませんか。

そして現在、野村病院が 10 億円の積立金があるのも間違いございませんか。

○浅野医療介護部長

ちょっと逆になりますけど、野村病院が剰余金として 10 億円あるのは間違いございません。

前段として酒井委員が言われた宇和病院の場合には市に繰り出していったという流れが、前回の委員会の折にも言われていったと思いますので、そ

こは資料を私どももくってみたんですけど、その部分が、確かなものがちょっと見つかりませんでしたので、今、この場でその回答、やってみました、やってなかったですというのは言えんところです。

○酒井委員

野村病院が合併時の積立金をそのまま現在も持ってきてるというような解釈みたいなことでいいですか。10 億円ちょうどあったですよ。

○加藤委員長

暫時休憩いたします。（休憩 午前 10 時 47 分）

○加藤委員長

再開いたします。（再開 午前 10 時 48 分）

○片山医療対策室長

野村病院の 10 億円というところなんですけども、合併のときから 10 億円ありましたけども、今に至るまでは経営の状況で上下はしてきたんですけども、結果的に今も 10 億円あるというところでございます。

○二宮委員

ちょっと 1 点遡るのが、病院経営に関してずっとコンサルを入れてますよね。日本経営やったですか。そこの提案を聞いて今回市長の判断の一つに入ったのかというのが 1 点と、あともう 1 点、先ほど酒井委員も言われましたけれども、この 4 月から一種の働き方が変わるということで、指定管理云々以前に、この 4 月から両病院のそういう勤務体制というのは大丈夫なのかなという両事務長もおられますんで、もしそういうところが分かれば教えていただきたいなと思います。

○片山医療対策室長

まず 1 点目の日本経営の提案を聞いて指定管理を決めたのかということにつきましては、日本経営につきましては、数年分析に入っていただいております。まずは、両病院の経営の状況の分析というところと昨年度につきましては、二次救急の集約についてフォローに入ってもらったという現状でございますので、結果的に言うと指定管理の決め手になったというところではございません。

○麓西予市民病院事務長

二宮委員御質問の働き方改革になり医師の割り振りとか大丈夫なのかという御質問なんですけれども、部長が答弁しましたように、年間の勤務時間が 960 時間、A 水準というのを今進めております。当直の関係につきましては、当直の時間をその時間から除外されるという宿日直許可申請と

というのがございますけれども、今これを労働基準監督署に申請をしている状況でございます。もしここが認定を受けますと、その時間はその時間から除外されるということになります。

医師の配置なんですけれども、つい先日移動医師の情報が、ほぼ確定、内定というか、そういう状況がありまして、今、各科におきまして、診療の時間でありますとか、曜日でありますとか、そういった調整をしております。

当市民病院におきましては、さほど大きな変更はないというふうに見込んでおりますけれども、科によっては、ちょっと時間を縮小せざるを得ない科ができそうなという感触はございますが、これにつきましては、広報やホームページ等で市民の皆様情報発信をしていく準備とさせていただきます。

○垣内野村病院事務長

野村病院におきましては、先ほど麓事務長が申し上げましたように、宿日直許可というものがありまして、それを平成 17 年 4 月に許可を受けております。ですので、当直の時間帯は勤務時間とはみなされないというふうに判断されますので、そういったところでは、当然救急対応した時間は時間外としてみなされるんですけども、そういったところでは、ちょっと安心をしているところですよ。

また時間外の勤務時間が増えないようにというところで、医師のほうでも、いつ頃かはちょっと私のほうでは把握はしていないんですが、以前よりチーム制という、主治医制と副主治医制とあるんですけども、そういったチーム制を取り入れておりまして、休日とか夜間は当直医が対応するような形で対応しておりますので、できるだけ医師の時間外を抑える形には進めているところです。

医師の派遣とか、来年度の人員に関しましては、今年度と同じ人数を確保することができております。愛大からの派遣につきましても、ちょうど今医局とやりとりをしているところなので、確定ではない部分ももちろんあるんですが、昨年同様に確保できる見込みにはなっております。

○井関副委員長

元に戻るといって、この指定管理を容認するかどうかという話に戻るわけなんですけども、先ほど山本委員も言われましたが、野村にとってその病床というのが非常に関心の高いところござい

まして、少なくとも A ではやっていただけるだろうというのが野村町民の当たり前の感情で今あると思います。

令和 4 年に 60 床まで下げられたわけなんですけども、それまでは多分 90 床近くあったんじゃないかなと思うんですが、それが令和 4 年のときに 60 床にまで減少さし、そして今度指定管理の方向で動いていくのであれば 30 床、しかも先ほど部長の答弁を聞いてますと、病院の関係者というか医療従事者の数が減ってきているので 30 床も難しいんじゃないかなという話をされました。そうなりますと、野村町民としましては非常にこれは看過できない話だなという感じを受けております。

それで、その中でお聞きしたいのは、まず 1 点なんですけど、指定管理の始める時期ですよ、それは 4 月からじゃないといけないのか。これは年度途中で、来年 4 月という話じゃなくって、途中、6 月とか 9 月とかそういう形でできるのであれば、今回慌ててこの改正案を通すというような話にならなくてもまだ進めることができるんじゃないかなということでのいうのが 1 点なんですけども。

これなぜこういうことを言うかと言いますと、二宮委員も言われてましたが、まだ説明が足りていないというのが、私もそう感じておりますし、町民の方もそれは思っておられると思います。ですので、この指定管理を開始する時期を変更することができるのかできないのかをまずお聞きしたいと思います。

○片山医療対策室長

指定管理の時期につきましては年度初めの 4 月という決まりはございません。ただ、両市立病院につきまして、愛媛大学とかそういったところの医師の派遣とかの関係もございまして、そこら辺は大学に聞いてみないと分かりませんが、年度単位になってるのかその辺の影響ももしかしたら出てくるかもしれませんので、そういった影響なんかも調べつつ考えていきたいとは思っております。

○井関副委員長

医師の派遣のことが今出ましたが、医師の派遣につきましては 4 月から別について言ったらおかしいかもしれませんが、病院として派遣してもらっている中での指定管理への移行ということは十分考えられるんじゃないかなと思うんですが。指

定管理になったら行く、行かんというのがらっと変わるんであれば、それは問題だと思うんですけども、先ほど室長が言われましたように、今経営がだんだんと難しくなっている中で、なるべく早くやりたいというのは先ほど理由の一つとしてはお聞きしたわけなんですけども、それにしましても、今のままの状態では、私は野村町民に理解してくださいというのは、私はなかなかよう言わないのが今の現状なのでこうやって質問させていただいているんですが、先ほど6月に決定した中で、4月がもう限度ぎりぎり、スケジュール的にぎりぎりだということを部長が言われましたが、それは本当にそれがぎりぎりなのかどうかって、そのスケジュール的に何が6カ月かかるのか、決定してから委託するまでになぜ6カ月も時間を要するのかは、いろいろなことの取決めをしなければならぬからだろうとは思いますが、それは6カ月がぎりぎりだという理由は何ですか。

○浅野医療介護部長

ぎりぎりの捉え方なんですけども、指定管理に移行する期間としても本当6カ月間、短くて6カ月間、もうそれ以上かかったらちょっと厳しいですよという形の半年という形で捉えてもらいたいですけども、作業としては、指定管理に移行するとなった場合、6月に例えば指定の議決を受けて移行するとなった場合に、やはり事務的な手続も含めて、また職員に対するヒアリング等々も含めていろんな意味で作業が生じてきます。それが、今までの協会とお話しする中の経験則の中で、何ほ短くしても6カ月やなという形の部分を承っておりますので、その部分、6月が厳しければ、後にずれれば、言われたように、例えば9月やったら来年6月であったりとか、そういった形に延びてくる可能性はあろうかとは思いますが。

○井関副委員長

指定管理の期間としましては、やっぱ今回通して6月というスケジュール感はある程度理解したわけなんですけども、あとはもう条件づけができないかということをやっと、山本委員も言われましたが、野村の病床を残すという条件付けができないかなということなんですけども、これ市長が、この指定管理者にする一番のメリットというか、一丁目一番に挙げられたのは医療従事者の確保ということだったと思うんですよ。それが、この話が進むにつれて、関係者の中からやめられる方が

増えて、人数が減ってきたので、二次救を集約するために野村病院からもまた医療従事者を市民病院に移さなければならない。そうやってきたんで、逆に野村の病床を守ることができないという話が流れてくるわけなんですけれども、医療従事者を確保するために、この指定管理者制度を導入するということを一丁目一番地として挙げられたのに、医療従事者が確保できないから野村の病床を減らしますよと言われるのはちょっと理屈に合わないんじゃないかなという気がするんですけども、この30床を何とか条件として、指定管理を受けるのであれば、ここの30床を入れてくださいというような条件提示みたいなのはできませんか。

○浅野医療介護部長

ただいまの意見についてでございますけども、まずずっと私の答弁の中で言わせていただいておりますけども、協会としても30床のA案、無床のB案、基本的にはどちらもできるという形で提案していただいたものと思っております。

それを進める中で、市長も申されてますけども、やはりA案をできる医療従事者であったりとか、その部分が確保できるようであれば、その部分の選択は当然あるものと思います。

ただし、現在の状況を見てみますと、そのA案もままならない状況の医療従事者数になっているのが現状でございます。そのような中で、協会と現在の状況を踏まえて、これが例えば、半年後、1年後、2年後、3年後に医療従事者が確保できる見込みというか、そういった形で増える要素があるのであれば、僕はそこは考えていただける余地もあろうかと思うんですけども、現在のこの地域医療を取り巻く全国的な状況、例えば、その中でも南予の状況を踏まえてみれば、今、やはり医療従事者の取り扱いという形になっておる中でなかなか新たに看護師、看護学校にも行ってますけど、そこら辺を確保していくことは厳しいということなのでどうしても右肩下がりになろうかと思っています。

そういった条件というか、将来的な医療従事者の推移を予想していく中で、その地域に合った医療をつなげていくためには、やはりその部分は、その部分だけつまんで担保でやっていただくというのは、当然受ける振興協会のお考えによるかと思うんですけども、第三者的に一步引いてみればちょっと厳しいのじゃないかなと感じている

ところです。

○酒井委員

先ほど室長が言いました、年度初めからと言って、6月にもし指定管理議決したときに、委任するのは令和7年4月になるんですか、それともある程度いろんな話が進まなかった場合は、令和8年4月になるんですか。その点確認しときたいんですよ。指定管理の6月に議決して、実際はそれから始まるわけですから。そしたら、実際に診療したりするのは、結局、令和7年4月、年度始めだって言った、年度初めだったら4月、早くて令和7年4月1日になる。そしていろんなことがあって相手がおることだから8年4月1日になる可能性もあると、こういうことでよろしいんですか。

○片山医療対策室長

酒井委員言われるとおりで、もし6月に指定になった場合には準備期間も踏まえながら、令和7年4月になるか、例えば年度途中になるか、令和8年4月になるか、そういうところで決まてきますので、まだ今のところいつになるかというのは分かりませんが、最短で令和7年4月を目指す、今のところはそういう計画でございます。

○井関副委員長

先ほど部長答えてもらいましたが、なかなかその野村の病床を守ることは難しいんじゃないかなということなので、これ野村の代表、代表というか一応野村から選出してもらっている議員としては、なかなか承諾するのは難しい内容となってるんですが、ここを何とか解消できるいい案を向こうと、協会と話し合いできないものかな。そういうA案B案ってバーンと出されるだけじゃなくって、何か話し合いができないものかなと思うんですけども。

これ、このまま提案を了承して、例えば今回の指定管理の条例改正案が通ったとすれば、今のままでいくとそのまま流れていってしまつて野村の病床がなくなる可能性のほうが高いなという、これはもう分かんじゃないと言われるのは分かりますよ。当然分かるんですが、人数さえ確保できたら残すと言ってもらってるんでそれは分かりますけど、確約がないと、どうしてもこの案に賛成することは、なかなか私個人としては難しいんですけど、その辺の話し合いを協会と行政とでもっと詰めて話しするようなことはできないんですか。

○浅野医療介護部長

井関委員のお気持ちは十分察するところでございまして、特に野村・城川の選出の委員におかれましては、いろんな市民からの声を受ける中で、そこは非常に判断がつかねるところだと思いますけども、市としましては、今どうしても再編イメージということでA案、B案という形で検討させてもらっております。

その中で、病院関係者と話す中でも19床、その間をとって19床という話はどうなのかという形の部分も検討させていただきました。19床につきましては、市議におかれましては、協会との意見交換の中で、経験則としての協会のお考えは多分聞かれたので、夜勤も30床と同様に2名置かんといけんということで、人員に関してもまた経費的にはマイナスになるということで御理解していただけたらと思うんですけども、その部分でお気持ちも分かります。

ただ市としましては、ベッド数がなくなった場合、なくなって何が困るのかと、例えば看取りであつたりとか、急遽入院せざるを得るときに近くにないとかいう形の部分が、これからなくなった場合に出てくると思います。その部分を、これからと言ったらいけませんけども、その部分あらゆることを想定しながら、なるべく野村・城川の住民の方にそこを理解していただくよう、またそこを和らげるような代替案といえますか、そこを市としては考えていきたいという、それはもうA案が厳しくなった場合の話ですけども、いう形でしか私から言えないことがございまして、そういう形の答弁になります。

○井関副委員長

部長が答弁に困るのは当然だと思うんですけども、もうそういう行政側あるいは協会側からの新しい提案があつたりとか、そういうことの後にこの条例制定の案が出てくるのであればまた考え方は変わると思うんですけども、現時点でそういう案がない。もうこの30床を守るということも断言できないというか、ほぼ無理ですという回答の中で、この判断をせよと言われるとなかなか私個人としては非常に難しいということを言ひまして、私の質問はこれで一応閉じます。

○酒井委員

本当野村の地区の人は大変だと思いますよ。それは、人口がどんどんどんどん減って、そして、

以前宇都宮内科も病室持ったんですけども、あれもなくしたり、いろいろしてるんですけども。私よく似た経験がありますが、明浜に合併後、診療所がなくなるときにこの話が出まして、明浜の議員は反対したんですけども、明浜の人たちの地区の診療所がなくなったことを考えてくれということを一生懸命訴えたんですけども通らなかったです。

結局それは、行政の力ではなしに、市民の力で、以前診療所におっていただいた先生が来ていただくように、あれは行政のあっせんじゃないもんですから、今でも西予市医師会の中に入ってなくて、そしてやっていただいているということで、医療的には非常に困っておりません、開業医がありますので。なかなか同じような苦労というか、野村町民・城川町民が本当に苦労してるなど。これも社会情勢が変わった影響なのかなと思うのと、やはり財源的に経営が、運営がなかなか難しくなるからここへきてるなというような解釈をしています。診療所のほうもそうでしたから、そういう問題が社会情勢が変わると同時にありますね、これは私の感想です。

そのときの議員さんらは、私らは反対したんですけども、野村・城川の人は協力してくれませんでした。

○加藤委員長

酒井委員に申します。

質問をしてください。

意見を言うところではございません。

○酒井委員

それでは質問します。

それではそのときの経緯について酒井副市長おられるんですけど、そのときのこと、合併のときからおられるのは酒井副市長ですから、診療所がなくなったときのこと、関係部長ではなかったかもしれないけど覚えておりませんか。

○酒井副市長

はっきり申し上げますと、関係していなかったので私は覚えておりません。

○中村委員

三瓶選出の議員としてまずお尋ねいたします。

三瓶地域では二次救急の集約ということはやっていただきたいという方向で住民は考えていると思っております。その代表としてお尋ねいたします。

二次救急の集約と今回の指定管理者への委託ということは完全にイコールではないというふうに当初説明があったかと思います。けれども、私見なんですけど、途中からは二次救急の集約イコール指定管理者だ、みたいなことで議論がなされてきているように思えてなりません。今回指定管理者へ移行するというのが二次救急を集約することにつながるんだということについては見解はいかがなのでしょう。まずそこをお尋ねいたしたいと思います。

○浅野医療介護部長

二次救急の集約と指定管理というのは別物だと私は思っております。従来二次救急の集約を先に進める中で、市としても一生懸命動きをしていた流れがあります。その中で指定管理という話があって、ただ指定管理をする中で、やはりその病院の姿を、今、病院改革プランもやってますけど、それを作成する中でも病院のあるべき姿という形の中でベッド数が出てきます。二次救急が先にある中で、二次救急を一元化するためには、どうしても今おる医療人材を集約しなければならないという流れがございますが、そうなった場合にどうしても、さっき井関委員も言われてましたけども、もうごっちゃになった形で、野村のベッド数の話が出てきておることがありますけども、本来は二次救急の集約を、できればすぐにでも理事者としても集約したいという思いがあると思っております。

○中村委員

私まだ2期生、ほんの8年でキャリアが浅いので、平成21年当時の検討委員会でも二次救急の集約をうたわれたということは、そのときの事情はよく存じ上げておりません。市民病院が建ったのが平成25年ぐらいだったかなと思います。そのときにも一度あったのかなというふうに想像はしております。

私が議員になって2年目は厚生常任委員会におりましたが、そのときに新病院改革プランというものも医療対策室が立ち上がって、確かこれについて取り組むということにも明らかに二次救急の集約ということはどうたわれていたように記憶しております。

その後、二宮委員が言われるように、途中の経過で難しい難しいという部長の簡単な答弁があるのみで、何が難しくてどうしてそんなにできない

んだらうということは、議員には確かに十分納得のいくような説明はなかったと私は記憶しております。議員は常任委員会を動きますので、ずっと厚生に在るわけではありませんから、そこについては委員でないときにあったのかもしれないというふうに思っております。

もう1点構いませんかね。収支の財政のことなんですけれども、先般いただいた資料の経営の安定化に関わる繰出金の合計と交付税措置、それから一般財源の繰り出しのデータをいただいたんですが、それによると平成28年までは繰り出しはなかったと。平成29年から財政が悪化して一般財源の繰り出し、令和元年に1億9000万円だったのが、令和2年に2億3000万円になり、令和3年に2億9700万円になり、令和4年に3億4800万円になるというふうに、この3、4年で急激に一般財源の繰り出しが増えて悪化していると。

これについてはコロナ禍による患者数の減少があったのだというふうに説明を受けたように記憶しておるんですけれども、コロナは先般5類になりまして影響が薄れてきているように思いますが、何て言うんでしょうね、財源悪化がこれからもずっとエスカレートして行って3億5000万円がそのまま一部適用のままだと悪化するから今のうちにやるのだとこういう理屈で理解してよろしいでしょうか。

○浅野医療介護部長

今おっしゃられたように、財政の中のシミュレーションというか、実績に伴っての御質問だったと思います。

確かに平成29年あたりから、またコロナの影響も含めまして経営自体が落ち込んで、患者数が減って赤字が出てきたと。特に市民病院におきましては、それが顕著だということなんですけど、市民病院におきましては、ただ二次救急の集約をずっと目標にいたしておりまして、二次救急の集約に向けた人員の確保も常時ずっとしております。そういった中で、過度なと言ったらおかしいですけども、前もって職員を確保しておる経緯もありまして、少し人件費分がその分高くついているのが現状でございます。

そういった流れもある中で、すいませんちょっと質問を忘れてしまいましたけども、再度いただけたらと、そういうのは状況があるのは確かでご

ざいます。

○加藤委員長

中村委員再度質問をお願いします。

○中村委員

赤字額がこの3年ぐらいでとんとんと膨れ上がってきている。令和4年度は3億4860万7000円みたいな話になっている。これが市長は今やらないとどんどんどんどん増えていくんじゃないかと、そういう危惧しているみたいな確か御発言あったように思うんですけど、私の勘違いだったらすいません、ここの先行きの見通しが、財政がもうこれ以上悪化してはちょっと厳しいから、このたび指定管理者を決断しましたということになっているのかなということなんです。

○浅野医療介護部長

聞き漏れて申し訳ございませんでした。

確かに財政の状況が、市長も言われてますけど、これ以上一般財源の持ち出しを、繰り出しを増やさないような形にしたいという思いはあるかと思えます。そういう中で、やはりある程度の決まり事の中の、例えば指定管理になっても指定管理料で上限、決まり事の中で抑えられるという考え方もあるかと思えますけども、それより先に現在はこの指定管理の考え方の理由としては、やはり医療従事者の確保というのが一番目にきとるんじゃないかと思えます。

○中村委員

医療従事者の確保という言葉がありました。指定管理者云々とは別にして、市民病院に二次救急を集約した場合に、三瓶の住民説明会でも質問ありましたけれども、今八幡浜第三分署が三瓶の救急体制は維持していただけていまして、年間にたしか159人ぐらいの患者が八幡浜市立病院に運ばれていると。このことが来年4月1日から西予市消防に所管が移管替えになりますと、市民病院に集約されていけば市民病院に、隔日救急のままであれば市民病院と野村病院に隔日で三瓶の住民も救急外来として運ばれるのだなあということがあろうかと思えます。そこについて、住民説明会には市民病院の菊池院長もおられましたので、院長、これ救急、三瓶のことをやっていただけるのでしょうかというような質問があったかと思えます。これについて、そのときの菊池院長の答弁は現状厳しいというような御答弁だったと思うんです。その後、行政から今八幡浜とも連携について協

議中だみたいなことがあったように思うんですが、ここについては公式の答弁を求めたいのであえてもう一度お聞きします。

○浅野医療介護部長

今中村委員からの御指摘のありましたように、令和7年4月1日からの消防移管に伴う二次救急の運用について、八幡浜市役所、そして、八幡浜市立病院等々に出向いて、それぞれの考え方を聞かさせていただきました。

基本としましては、7年4月1日以降に二次救急の運用につきましては、常備消防が西予市消防に移管されますので、基本は当然西予市立病院に移管される流れが通常だと思います。しかしながら、例えば三瓶の患者の方が八幡浜市立病院を希望される場合になんですけども、その部分について病院の御意見を伺ったところ、病院としては、その症状にもよりますけども、決して拒むものではないという形のお答えはいただいております。そのときに救急隊が多分その症状であったりとか確認をされると思うんですけども、そこで三瓶の住民の方が、八幡浜市民病院を望まれる場合に確認をとってもらおうと思いますけども、その部分で、八幡浜のほうに運ばれるということは十分考えられることですし、7年4月1日以降も一次救急に関しては、八幡浜の急患センターに運ばれる流れです。だから一次救急は急患センター、二次救急は、基本は西予市の市立病院ではありますが、希望した場合には、そちらのほうも拒むものではないという形の意見交換はできております。

だから、そこはちょっと状況によるんじゃないかと思いますが、今後救急隊を含めた詳細な運行のやり方に関しては詰めていかなければならないと思っているところでございます。

○中村委員

これを最後にします。野村・城川の方にとっては、二次救急を集約されると野村病院飛び越えて市民病院まで行かないといけない。野城は非常に広大な面積がありますので、遠くから行く方にとっては相当な負担になるかと思う。同様に、三瓶の住民にとっても市民病院を飛び越えて野村病院に救急で運ばれるということについてはやっぱり少し抵抗があるのかなあとということで、今八幡浜市立に運ばれてたら20分で行くの何でそんな時間かからんといかんのというようなことが、来年そういうことがあればですよ、普通に不満の

ようになってくると思うんです。命を守るということですから、ここは財政を離れて何とか集約して解決していただきたいということがあります。

一方で、三次救急は市立宇和島病院がほぼメインで持たれていると思います。命に関わる重篤な患者についてはもうすぐに飛び越えて宇和島運ぶのだというような体制で今もあって、野村・城川の方についても、それは野村・城川から市民病院へ行くのではなくて、すぐに宇和島向いて行く、あるいは本当に危篤の場合はドクターヘリを呼ぶのだみたいな体制になろうかと思うんですけど、そこについてはいかがでしょうか。救急体制のことをお尋ねしました。

○浅野医療介護部長

当然この救急体制というのは、多分全国、特にまた、田舎にとっては非常に重要な問題ではあると思っております。

今ほど言われたように、例えば三瓶につきましても、今、週に火曜日と土曜日は大洲へ運んでます。そういった現状あります。そして、野村・城川の方につきましても、今、全く市民病院へ運んでないのではなくて、2日に一遍はそういった形で市民病院にも救急搬送されてます。また、野村・城川の方に関しては、今までは割と通常の流れで宇和島市立病院へ搬送してもらいよった流れもあろうかと思います。ただ、どんどんどんどん今まで救急医療としてやってもらいよった部分ができなくなって、病院側が厳しくなっているのが現状だと思います。

西予市につきましては、愛媛県が構想する地域医療圏の中ではあくまでも八幡浜・大洲圏の中で完結するのは基本的な考え方です。ただ、西予市の場合は、先ほども私言いましたけど、野村もそれぞれ宇和病院からですけども、市民病院もそれぞれが今まで頑張られて、隔日で西予市の中で完結できてる。今もそれを完結しようと頑張っているところなんですけども、非常に頑張ってもらっていると思います。

将来的に見れば、ただ考えてみればやはりこの仕組み自体も西予市自体もかしいたら、広域での考え方をこれからとらなければならないという考え方ができます。そういった場合に、野村・城川の方が、例えば大洲のほうであったりとか、三瓶もそうですけども、そういった形を逆に向こうか

ら来てもらうような形で、こっちはいいかもしれないけど向こうの人がどうかなのといふところもあるかもしれないですけど、そういった形の、これからそういった中での再編が進んでくるんじゃないかと思っています。

ただ、一つ御理解をしていただきたいのは、今まで以上にやっぱ距離感が出てくるんじゃないかと思っています。今までは割と身近なところで二次救急を完結する流れができてきてるものが、どんどんどんどん広域になってくるんじゃないかと危惧しております。例えば、三次救急も宇和島市やられてますけど、松山であつたりとか、そういった形で、県下、特に南予の場合は僻地が多うございますので、南予の中での救急体制の構築は、これから先は問われてくるんじゃないかなと思っております。

ただそのときにやっぱり一番問題になるのは、やはり命はなるべく短時間で救急措置をとれるのが基本ですので、なるべく近いところで救急を完結したいという流れがありますけども、それができなくなってくる中で、どう市民にも理解してもらおうような流れで進めていくのかというのがこれから行政の仕事だと思ってます。

○二宮委員

委員間討議を申し入れたいと思います。

○井関副委員長

身分のことなんですけども、看護師さんの身分につきましては、給料の差で5,000円ぐらいの差が出てくるという話は聞きました。それで差額の補償はある程度はしましようという話も聞きました。お医者さんについてはどのようになるのかなと思って。お医者さんも多分民営化になるとかなりの給与差が出てくるんじゃないかなと、看護師さん以上にその差があると思うんですが、お医者さんの身分は、やはり同じように民間になれるんですか。もしくは公務員のまま出向という形をとられるのかその辺はどのように思われてるんでしょうか。

○片山医療対策室長

ドクターにつきましては、基本は指定管理となれば民間に運営をいただくようになりますので、身分はそちらになります。愛媛県からの派遣の先生に関しましては、これからの協議となります。処遇につきましては、現時点で聞いているのは、ドクターに関しましては年俸制という形で、それが

下がるのかどうかというのは、今のところ明確なことは把握してないというのが現状でございます。

○山本委員

井関委員の関連してなんですけども、今の派遣というような形もとれるということも聞きましたんで、またそれもお伺いしたかったんですけども分かりました。

例えば、指定管理になったときですけども、自治医大だけでは医師の確保とかいうのは賄えないと思うので、一般質問でも言いましたけども、愛大とのつながり、地元大学とのつながりが非常に大事なことになってくると思うんですけども、寄附講座とかいうような手法もあると思うんですけども、そういうことでの愛大とのつながりとか医師派遣に関しての今からの手だてというようなのは前向きにどういうふうなお考えですかね。

○浅野医療介護部長

当然協会が指定管理になった場合に、協会は自治医系が多いですけども、その分だけでは賄えるわけがございませんので、引き続き、愛大、岡大、それから、医局等のつながりを十分継続できるように努めてまいりたいと思います。

先ほど出ましたけども、野村病院で寄附講座、今、川本先生が頑張っていただいておりますけども、その部分も継続していただくようお願いしておることです。当然残ってもらう前提でございますけども、そういった形で、できたらそこら辺を今続けている医療、それで地域包括ケア、野村のほうには多いですけども、そういった形の部分に力を入れてもらって、機能分担を図る形で西予市の病院づくりを担っていかれたらと思っております。

○加藤委員長

二宮委員より委員間討議の申入れがありました。委員間討議をすることに異議はございませんか。賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○加藤委員長

挙手全員により委員間討議を行っていきます。

討議に当たり、理事者は在席のままこの委員会を行ってもよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○加藤委員長

挙手全員により理事者はそのままで委員間討議

を行わせていただきます。

それでは委員間討議を行います。

○二宮委員

ありがとうございます。

我々厚生常任委員会のメンバーで今回の議案を審査させていただいて採決するんですけども、もとはと言えば質疑にも言いましたように、特別委員会においてそれぞれ勉強して委員長報告をしてまいりました。

その中で、地域医療振興協会の理事長に来ていただいて、短い時間だったんですけども、約1時間半御説明をいただきました。最後に理事長が言われたのは、市民に利用してもらえる病院やないといかんというふうなこと。そして、地域医療として今ある西予市の診療所であったり、移動診療であったり、または、今からの遠隔診療であったり、そういうふうなことをしっかりやらんといかんというふうなことで、理事長の地域医療に対する思いの強さというのは私自身は感じたんですけども、特別委員会の中で、それぞれの委員の気持ちがちっと聞けてなかったもんですから、そのところをお一人ずつ、地域医療振興協会との話を聞いて、質疑もそんなにする時間なかったんで、それぞれの感想を一人ずつ言っていただければうれしいなと思いますのでよろしくお願いします。議論というよりも僕は感想を聞くということなんですけれども。

○酒井委員

私も二宮委員と同じようなことで、私が質問したのは、先ほど言いましたいろんな熱意というのが、自治医大の初代卒業生、今のコロナの政府の諮問委員の尾木さんですかね、あの人と同期生の方が来られましてお話をされました。非常に今の現状は、端的に言えば、患者を病院がやっぱり引っ張っていく、呼び込む魅力的なものが、努力みたいなのが足らないなというような感じで私はとらえました、理事長がおっしゃっていただいたのは。そして、理事長の熱意ってのは、そういう言葉悪いですけど営業努力的な形を私はやりますよというようなものを私はとりました、熱意を。

そしてもう一つありましたのは、東南海地震が来たときに、どのような処遇で、もし指定管理になったときにはどのような対応をいたしますかという質問をしましたら、今日が3.11ですね、それもそうだし熊本も行きました。今度の能登の

地震にもすぐに対応させて行かしていただきました。全国的なネットワークの中から行かしてもらって、もしこの東南海地震でいろいろあったら四国全域のいろんなことに関して私は力添えをいたしますというお話がございました。私の質問したのはそういうことです。

自分の意識として感じたのは、非常に今、病院が公営だからできないとは言わなかったんですけども、そういう営業的な接遇だとか、いろんなものが、市民病院に対しても接遇だとかそういうこと何遍も私も議員になってからでも、ほかの病院と比べて接遇が悪いんじゃないかというような話を厚生常任委員会の中で申入れたり、いろいろ申入れた中で言えば、患者さんが来やすい処遇的なものをしたいというようなことが、私はとらえたところで、二宮委員と同じですが、理事長の熱意というか、そういうものが感じられたところです。

○山本委員

私も理事長の御説明の言葉の中で、頭に残っているのは、地域住民が病院を育ててほしいというような意味のことを言われたので、地域医療のことを、過疎地域のことを考えていただくのかなというふうに思っただけなんですけど、繰り返しになりますけども、市長が言われた3施設を残すと、住民を守る、地域医療を守ると言われたことが非常に頭に残っておりますので、指定管理の協会の理事長の話も分かるんですけども、現実問題として城川の田舎に住んでおる者としては、やっぱり理事長の話を聞きながら野村病院も守ってもらうかなと思っただけなんですけども、やっぱり入院ができる場所がなくなる可能性があるというのは非常にづらいものがあるなあと思っただけで、この地域医療は守ってもらうようになってほしいなと思っただけで聞いていた時間でした。

○加藤委員

私といたしましては、短い時間に1回だけのお話でしたので熱意というのはちょっと分かりかねます。熱意は感じられなくて、また、詳細が分からないが多かったので、話を何回か続けていただきたかったというのが私の意見でございます。

○井関副委員長

私も話合いの時間が足りなかったというのがまず一番最初なんですけども、この地域医療振興

協会の理念というか、それは共感するものがござ
います。そういう中で、振興協会自体がどうのこ
うのというか、悪いとは一切私も思っていない
です。ただ時期と野村の病床だけです、私が思っ
ているのはそこです。

○中村委員

地域医療振興協会との意見交換、理事長がおい
でて、それから会計責任者もおいでして2人で御説
明いただいたかと記憶しております。簡単に言っ
て信用できるかできないのかみたいな判定で言い
ますと、総務省の事業申請で名のりを上げている、
そういう協会がそんないいかげんなことをするは
ずがないということはもう最初から思っておりま
して、理事長御自身の言葉も確固たる信念を持っ
て経営をされているのだなということだけが記憶
にございます。私どもが計り知れるような方では
ないのじゃないかなと、謙虚にそこは受け止めた
いと思います。

協会自体 85 の全国的な施設展開でやっておら
れると、広範な事業展開もしておられるからそれ
なりの実行力もあり規模もあるのだろうというふ
うに思っておりまして、そこについては、少し西
予市から頼ったらいいなあみたい、頼れたら
いいなという希望はあります。

ただ、指定管理してみないと医師が何人派遣さ
れて、看護師が何人派遣されてということは、西
予市のほうで約束できないみたいな言葉があって、
そこはやってみないと分からないというお話がな
かなか議論が前に向いていかない基本的なところ
なのかなというふうに思っておりますので、もう
少し地域医療振興協会御自身の考えを、西予市に
対してはこうするのだという、A案B案ではなく
て、もっときめ細かい部分でやっていただけたら
なというふうに思います。

有田市でしたかね、病院、振興協会が指定管理
運営している施設もお尋ねして、そのときの議員
との意見交換もありましたが、そのときに議員か
ら聞いたのは、指定管理者に移行してから後もう
町民の人らは病院に来たんやけど何ちゃ変わっ
たらんなあという話があったと。これについては、
理想を言えば、市民病院については大分よくなっ
たなあ、野村病院についてはなんちゃ変わっ
たらん、今までどおり来れらいというのが理想かな
とは思っています。

ただ、現実非常に厳しいので、それはもうずっ

と前から、21年に二次救急の集約ということ
を考えた時点で、それは野村病院は何とかせんとい
かんのじゃないかという課題として残っていたの
だろうと推測はいたしております、話が元に戻
りますと、地域医療振興協会は、非常にしっかり
したいいい協会だなという私の感想であります。

○二宮委員

先ほども言いましたように短い期間の中で、今
回の条例は、今日のこの委員会で採決しますけれ
ども、指定管理になるのかならんのか、今後の医
療体制についてはまだ期間もあって今から進みま
すんで、今日傍聴に全議員おられますんで、そう
いうことをそれぞれがやっぱり地域の代表だと思
いますし、形は違うと思いますが、しっかり議会
の中でそういうことを議論しながら進めてい
くべきかなということで議員間討議を提案させ
ていただきました。ありがとうございました。

○酒井委員

皆さんにお聞きしたいんですが、議員活動をや
っておりまして、とかくみんなが反対してるとい
う言葉が結構出てくるんです。その中で、その辺
りの捉え方はどういうふうに捉えてるかちょっと
お聞きしたいんですが、皆さんに、委員間討議で。

○二宮委員

私は自分の聞いた感じだけで判断します。

○井関副委員長

私も自分の耳で聞いたことの中での判断をさせ
ていただいております。

○山本委員

みんながというのは、その言葉ではなくて、あ
なたはどうするんですかということですか。

○酒井委員

みんなという言葉が出てる人が多いんでどう思
いますかということです。

○山本委員

みんなという言葉を使うときには私は全員に聞
いてみんなのことを聞きますんで、私の判断どう
かと言われたときには、私が見聞きした、資料を
読んだことで自分で判断をします。

○中村委員

冒頭酒井委員の発言にもありましたように、5
町にそれぞれかなり意見の相違というか、まだら
なところがあって、みんながみんな反対というこ
とではないというふうに思っています。

管家市長は3施設を守るという理念のもとに指

定管理者制度ということを打ち出されました。3施設を守るということについては、西予市の全員が思っていることだとこれは思っていますから、そこについては齟齬はないはずだと。あとは手法のところで、今までどおりでいいではないかという方は、それは指定管理者に対しては反対なのでしょう。それがみんなの意見なのだと私は思っていないくて、それぞれにお考えはあるのだろうと思っております。

○井関副委員長

委員間討議の中で聞いてみたいんですが、私が先ほどから言っとるように、野村の病床についてどういうふうにお考えになっとるのかお聞きしたいと思います。

○二宮委員

私も説明会に行かしていただいて、野村・城川の皆さんの声というのはしっかり聞こえた届いたつもりであります。

ただ今までの議論の経緯の中で、部長、室長が苦しい答弁をされてましたけども、今の現状を見たときに、逆に僕は振興協会のほうが守れるんじゃないかなというふうな希望というか、確約はないですけども、そういう希望は見いだせるのかなと、ちょっと今現状でこのまま、前回の補正の審査のときに事務長も現状の病院経営のことを苦しく言われましたけども、そういうことを考えていくと、本当にこのまま市で3つの施設を守っていくことのほうがもう難しいんじゃないかなと僕は感じております。

○酒井委員

私は、野村の皆さんやそしてベッド数が必要、そして必ず身近にそういうところがあるってのは本当に大切なことだと思いますけども、地域医療の環境というのが非常に変わっております。先ほどから市長が、結局この上程を上げた原因にもあげてる看護師、医者不足だとか、そして一つありますのは人口減少、だから、私は、今ベッド数おいとっても半分はいいんじゃないかと、現状だったら、と思いますけども、将来人口が今のまま減りますと、小学生が今の150人の分が68人ぐらいに減るんですよ、12年たったら。そういう野村の現状の中で、そういう趨勢の中で、早く始めるのが、令和7年4月、そうすると、これから5年先、10年先のことを考えて、今のまま残して将来的に指定管理になってもやれるのかな

と、今の病院のままだったらようやらないと思います。ただ、指定管理になって淡い期待は持ってますけども、どちらを選ぶかはまた後の話になるんでしょうけども、その辺り含めたら人口が私は7,000人から6,000人になったらいつかはベッド数をおくような医療体制が敷けるのかなという考え方があります。

現状の状態だったら、感情論的には、やはり残してほしいですよ。私は診療所が残してほしいとって言ったのと全く一緒の気持ちが今ありますので。ただ、将来、5年先、6年先、その辺りになって人口が減ったときにどうなるんだろうなという危惧はいつも持っております。

○山本委員

野村病院の病床数に関してですけど、やっぱり今の5年後、10年後を考えるとそれは仕方ないなという部分あるんですけど、今かと聞かれたら、60からゼロは厳しいなという感想を持っています。

○中村委員

野村・城川の方のお気持ちに寄り添えば、それはもう普通にA案でいていただきたいなというのが正直な感想であります。

○井関副委員長

ありがとうございました。

部長に質問したときもそうやったんですけども、本当に令和4年のときに90床近く、多分88床やったのかな、から60床に減りました。令和4年って2年前なんですよ。そこから2年たった段階で、野村の住民の方も30床なら何とか、もう嫌やけど、嫌やけど認めざるを得ないかなというのは回って意見を聞く中で仕方ないかなという意見は聞きますけど、これがゼロというのはなかなか受入れられないというのが、私、野村の人間ですから、野村の人にしか聞いていませんけど、そういう意見があるということだけ皆さんに聞いてほしいなと思います。

○加藤委員長

ほかに討議したいことはございませんか。

○酒井委員

皆さん情報は捉えておるとは思いますけれども、全国の地域医療の地方の病院の今非常に苦境になりつつあるというのを捉えていることについてどのように捉えてるか、ちょっと少しお尋ねさせてもらったらと思います。

私も少し、最初のうちそんなことをちょっとしゃべり過ぎたもんだから、ちょっとお聞きしとったと思います。

○二宮委員

順番にこっちから行かさせていただきますけど、総務省へ行ってお話を聞かしていただいたときもそうですけども、全国の地方議員がやっぱ同じ悩みを持っているからこういう事業ができたというふうに理解しておりますし、この話が出てからも、いろんなところのニュース等では、やっぱそういうふうな病院経営が厳しいとかいうふうなことがたくさんありますんで、同様に悩まれてる自治体は多いんじゃないかと理解しております。

○中村委員

二宮委員と全く同意見です。

○井関副委員長

地域医療がここまでしんどくなったというのはやっぱもう何年前になるか分かりませんが、研修医制度が変わったことが私は一番の原因だと思ってるので、これは国が悪いと私は思っとるんですけども、本当に地方の病院を守ろうと思うのであれば、もう国が地方に医師を派遣する、看護師を派遣するという制度をつくらん以上は、なかなか地域だけでこの問題を解決せよというのは私は難しいと考えております。

○加藤委員

私も井関委員と同じで、地域だけでこの病院問題を解決することは難しいと思いますので、国がしっかりとフォローしていただかないと、どこの公立病院も同じような結果になっていくのではないかと考えております。

○山本委員

私も独立行政法人を含んで、非常に地方の公立病院の赤字といいますか、苦しい運営、経営が本当に進んでいるという話はいろんなところで聞きますので、もう本当にこの井関委員言われましたけども、研修医制度を変えていただくことができないのかなと、本当に個人的には切実に思っています。城川の地区名は出さんようにしますが、俺らに死ねと言うんか、と言われた方がおられたので、そう言いなはんやって言うて帰ったところもあるんですが、そんな実情が田舎にもありまして、田舎を守ってほしいなと思っております。

○酒井委員

以前に、国の総務省行ったときに、医療のやり

方が変わってる。そして、医者も専門医制になったり、ほかの病院、専門だけで、それもなぜかって言ったら、医療機器が発達して、それを扱って判断できるような形で規制ができない。だから、私も見ていると、西予市でも開業医行っても悪かったらすぐにどっかの病院に運ばれる、ほとんど今は宇和島市立病院も結構いっぱいなんで、県中、日赤、愛大、私も2回愛大と日赤へ運ばれました。だから、ちょっと悪かったらもう全部そういうことになって、書類持ってやっていく、医療体制もそういうふうになる。地域の医療そのものの自体が、専門性が非常に強くなってきてる。その辺りの医療の在り方、ドクターコトミみたいな先生がたくさんつくようなこともやっぱり求めていきたいなと思っております。

○二宮委員

最後に、委員間討議して、こういうような様々な意見が出るわけですよ。そういうのをやっぱ行政がしっかり聞いて、その後伝えるという順番というか期間というか、今からそういうやり方をしっかりやっていただきたいなという、そういう気持ちも込めて委員間討議を提案いたしました。

ありがとうございました。

○加藤委員長

ほかに討議することはございませんか。

〔発言する者なし〕

○加藤委員長

では討議を終了とさせていただきます。

今の討議を踏まえた上でほかに質疑などはございませんか。

○酒井委員

一つだけ、私、雑な言い方しましたがけれども、よく考えてみますと、市長が楽になるというのは、苦しみ苦しみ苦しんでから楽になるという表現したんだろうと、こういうように解釈のし直しをいたしますので、ひとつ御容赦を願います。

○加藤委員長

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○加藤委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 53 号「西予市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について」原案

に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○加藤委員長

挙手多数により当委員会としては可決することに決しました。

次に、議案第 54 号「西予市野村介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○加藤委員長

挙手多数により原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩いたします。（休憩 午前 11 時 58 分）

○加藤委員

再開を告げる。（再開 午後 0 時 57 分）

次に、議案第 52 号「財産の無償貸付について（追認）」を議題といたします。

片山室長の説明を求めます。

○片山医療対策室長

議案第 52 号「財産の無償貸付について（追認）」について御説明を申し上げます。

旧俵津歯科診療所につきましては、令和元年 6 月議会にて、二階部分を米田歯科医院へ無償貸与することとして議決をいただき、地域における歯科医療に寄与いただいているところでございます。本契約の使用貸借期間につきましては、令和元年 8 月 1 日から令和 4 年 7 月 31 日までの期間において議決をいただいているところでありますが、事務を進める中で、契約書上の使用貸借期間は令和 6 年 7 月 31 日までであり、現在議決をいただいている使用期間を超えた期間に貸付を行っている状態であることが分かりました。この貸付期間が相違した原因につきましては、当時担当していた明浜支所生活福祉課の担当者による事務確認ミスによるものでございます。今後このようなミスが発生しないよう再発防止に努めてまいります。今回の議案の上程に関しましては、契約期間の残りの令和 4 年 8 月 1 日から令和 6 年 7 月 31 日までの期間について、議会の追認の議決を求めるものとして提案させていただくものでございます。御審議の上、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○加藤委員

片山室長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○加藤委員

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○加藤委員

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 52 号「財産の無償貸付について（追認）」について原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○加藤委員

挙手全員により当委員会といたしましては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 0 時 59 分）

○加藤委員

再開を告げる。（再開 午後 1 時 0 分）

次に議案第 42 号「令和 6 年度西予市一般会計予算」のうち医療対策室所管分を議題といたします。

片山室長の説明を求めます。

○片山医療対策室長

議案第 42 号「令和 6 年度西予市一般会計予算」のうち医療対策室所管分の当初予算につきまして、予算書に基づき御説明を申し上げさせていただきます。

医療対策室につきましては、令和元年度に生活福祉部健康づくり推進課から医療介護部への所管となり、医療・介護の現場と行政をつなげる各種業務を行っております。令和 6 年度は市民病院、野村病院、つくし苑の 3 施設の経営改革を行い、西予市の地域医療福祉を将来にわたって安定的に医療福祉サービスが提供できるよう改革に取り組んでまいります。

初めに歳出について御説明を申し上げます。

予算書 96 ページをお開きください。

歳出につきましては、4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費内の事業となっております。保健衛生総務費の合計額 3 億 4815 万 6000 円のうち医療対策室にかかる予算 8903 万 1000 円となり、事業概要のうち 10 事業が同室の所管となっております。前年度当初予算 1 億

194万5000円に対して1291万4000円の減額となっております。

それでは、事業概要上から3番目にあります保健衛生総務費庶務事業208万7000円は、地域医療対策検討委員会をはじめ各種委員会、委員報償金及び費用弁償等の対策室内の庶務事業となっております。また、医師確保に伴う大学等への面会のための旅費35万4000円もこの事業で計上させていただいております。そのほか、令和6年度から医療対策室を西予市民病院内に移設予定で、3施設の経営改革に関し、より連携した取組を推進することとしておりますので、需用費及び自動車リース料を計上させていただいております。

4番目の八幡浜地区施設事務組合負担金事業930万3000円は、八幡浜の一次救急休日夜間診療所の負担金となっております。

続きまして、在宅当番医制運営委託事業433万1000円は、市内の休日当番医の委託料となっております。

次の病院群輪番制病院運営事業841万4000円と、小児在宅当番医運営事業152万3000円は、八幡浜大洲管内の休日夜間、二次救急病院、小児科診療所への負担金として、当番市である八幡浜市へ負担金を支払い、八幡浜市から各病院、小児科診療所へ補助金を支出する事業となっております。

97ページをお開きください。

事業概要の1番上、巡回診療車運営事業627万5000円は、平成30年8月から運行を開始しております、惣川・遊子川地区への巡回診療車に係る経費を、診療車を運用する野村病院へ負担金として支払うものと、評価委員会の委員報償金となっております。

次に旧国保診療所等維持管理事業405万2000円は、明浜・三瓶支所間の支所管内の旧国保診療所を適切に維持管理する経費となり、明浜4カ所、三瓶3カ所を民間診療所に貸付けておりますので、その維持管理費となっております。

次の医療機関新規開業促進事業5003万6000円ですが、産科・小児科の開業支援として5000万円の補助金を計上させていただいております。また、その事業審査委員会の委員手当3万6000円となっております。この財源としましては、過疎地域自立促進特別基金繰入金5000万円を繰入れることにしております。

長寿社会づくり事業（野村地区）61万円ですが、野村病院の愛媛大学地域医療学講座で実施する人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業に対し、公益財団法人地域社会振興財団からの補助金を交付する事業となっております。

次に、西予市立病院看護師等奨学資金貸与制度事業ですが、市立病院に勤務する意思のある看護学生に対し、奨学金を貸与する事業となります。継続貸付1名分の60万円と、新規対象分として180万円を貸付け予定で、合計240万円となっております。

次に、予算書197ページをお開きください。

13款諸支出金、2項基金費、1目基金費、24節積立金8億6545万3000円のうち事業概要の上から10番目、過疎地域自立促進特別基金事業26万4000円のうち24万円ですが、先ほどの看護師等奨学資金貸与制度事業のうち返還金を積み立てるものでございます。

次に歳入について御説明をさせていただきます。予算書33ページをお開きください。

16款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入の市有地貸付料1840万3000円のうち2万5000円を城川の旧杉之瀬診療所駐車場の貸付料として計上をさせていただいております。

次に、予算書36ページをお開きください。

18款繰入金、2項基金繰入金、22目過疎地域自立促進特別基金繰入金5816万2000円のうち5000万円を医療機関新規開業促進事業の財源に、また240万円を西予市立病院看護師等奨学資金貸与制度事業の財源として、合計5240万円を繰入れいたします。

次の37ページを御覧ください。

32目ふるさと応援基金繰入金5億4569万1000円のうち623万9000円を、巡回診療車運営事業の財源の一部として繰入れいたします。

予算書39ページを御覧ください。

20款諸収入、3項貸付金元利収入、1目貸付金元利収入ですが、西予市立病院看護師等奨学資金貸付金収入として、1名分の元利収入24万円となっております。

続いて、予算書42ページをお開きください。

20款諸収入、5項雑入、4目雑入、4節衛生費雑入について、水道料12万9000円のうち1万円、電気料152万8000円のうち92万2000円を無償

貸付しております明浜地区3つの診療所から負担分として徴収することとしております。

また、同じく1番下の人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業収入として61万円の交付金を計上しております。

最後に46ページを御覧ください。

21款市債、1項市債、9目衛生債1420万円につきましては、歳出で御説明させていただきました広域で運営しております診療に係る負担金等の財源として、過疎対策事業債を計上しております。

以上、議案第42号「令和6年度西予市一般会計予算」医療対策室所管分の御説明を終わります。

御審議の上、御決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○加藤委員

片山室長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はございませんか。

○井関委員

97ページの医療機関新規開業促進事業なんですけども、補正のときに出ておりませんでしたので、補正のときにも質問が出とったのかなとは思いますが、これ全然募集がないということで、一般質問してつくっていただいたところなので、思い入れはあるんですけれども、小児科、産科がないということでお願いしてつくっていただきましたが、どうなんですかね、宣伝が足りないのか、宣伝しても駄目なのか、ここの辺はホームページだけではなくって、お医者さん同士の口伝えとか何とか、何かいい方法はないものでしょうか。

○片山医療対策室長

今まで山下先生には、協力依頼をさせていただきました。山下先生からいろいろなドクターの方にも知らせてはいただいておりますが、実際には難しい状況であります。昨年度におきましては、なかなか宣伝も出来てなかったという状況であります。ただ、こちらにつきましては課題として医師会ともお話をしている中で、議会の皆さんも医師会との意見交換があった中で、後継者について、何とかこれを使えないかという御意見もいただいておりますので、そういったことに今年度、そういったことも検討しながら、こういった事業のほうを進めていきたいと考えております。

○酒井委員

実際答弁したんだけど、現実にはできるのこれ、ずーっとに1年2年繰越して、今年も医師会とかそういうことを聞いてみると、市長は200人の子ども生まれてというけど、小児科もそうだし産科もそうだけど、実際人口パイのエリアパイが必要なので、実態が5000万円だったら、5年間今の状態の患者数だったら、5年間で費やしてしまうような見積りが出ると私は聞いております。そういう形でやったら、1億円出したら10年よね。結局パイが少ないんだから。だからそこまでしてやる形だったらもう最初から、前もちょっと話したと思うんだけど、もう近隣と医療連携をとるような形の、今度の予算はうちでやるけど、次の予算はあなたとこでこういう予算をとってくれという、医療相互の連携をとるようなシステムを組まないと、これから南予地方広域なエリアの中で、実際のところもうそういうものをとってもいかんと予算とっても、国だってパッパパッパ過疎債とかそんなやってるけど、過疎債別なところ持っていたほうがいいのにどう思いますか。

○片山医療対策室長

酒井委員の御指摘もおっしゃるとおりだと思いますので、そこはですね八幡浜大洲圏域の医療検討委員会もごございますので、なかなかやっぱり一つの市だけでは難しいというところもありますので、そういった県にも投げかけながらちょっとそういった御意見も参考にしながら、今後対応していきたいと考えております。

○酒井委員

午前中の中にも入るんですけれども、実際のところ、こういう産科、小児科、そして大学の中でも、若手の中でも、こういう不特定の時間帯に診療しなきゃ駄目な救急のお医者さん、こういうお医者さんは医局の中でも減ってるんですよ。希望しないんですよみんな。そういう減の中でやるんだったら先ほど言った、話ししてやるのをずっと続けよって、予算これ今年上げたら、来年またなかったらまた来年も上げるんですかこれ。

○片山医療対策室長

そちらにつきましてはもう数年もずっとない状況なので、しっかりと検討させていただきたいと思います。

○二宮委員

今後の見直しという点で先ほどもあったんですけど、病院に関しては、本当に医師会の先生らが

言われたように後継者がいないということで、先日の補正のときにも言いましたが、小児科、産科だけじゃなくて、ほかの個人病院もね、含めての今後の検討が必要だと思うんですけど、特に産科、小児科の経営が難しいのはもうこれ分かったことなんで、子育てするなら西予ということをやたうのであればですね、例えば市外への小児科医院、産科への通院補助みたいな、そっちのほうもしっかり今から考えていったほうが、子育てするなら西予ですよというアピールのあるようなそういう政策になるんじゃないかなと思うんですけど、そういうのを今後検討していただければなと思います。要望ですけど、答弁あったらありがたいです。

○片山医療対策室長

医療対策室ではそういったものは今まで検討にはなかったもので、今年度、来年度以降そういったものも、関係課と協議しながら検討させていただきたいと思います。

〔委員長交代〕

○加藤委員

ここでちょっと発言させていただきます。97 ページなんですけれども、西予市立病院看護師等奨学資金貸与制度事業なんですけれども、240 万ということで、引き続きされてる方が 60 万、あとはもう 3 人分の 180 万ということなんですけれども、何人今申込みされてる方がいるのか新たにっていうのと、また、今市立病院に働いておられる看護師さんの中で、この奨学金を借りられて、今看護師として働いておられる方は何人いるのかお伺いいたします。

○片山医療対策室長

奨学資金につきましては現在奨学資金を活用して就職されている方が 5 名、2 名が令和 6 年度に新規採用予定という形になっております。

来年度申込み者につきましては、前回の委員会でゼロと申し上げましたが、あれから 1 人申込が出ましたので、来年度一応まだ審査はしてないんですけども、1 名申込がございます。

○加藤委員

今 5 名ということだったんですけれども、奨学金を借りる期間と病院に勤める期間が、一緒ということだと思うんですけども、大体何年ぐらい借りられてるのが多いんですか。

○片山医療対策室長

これまでに言うと大体 2 年から 3 年というのが多い状況でございます。

○加藤委員

ほかに質疑はございませんか。

○酒井委員

市民病院で今透析をやっております、あのときの条例のときに聞きましたけど、これの向こうで聞きましょうか、こっちで聞いていいですか。例えば、言いますのは、透析をしている人が 110 何人西予市におるんだけど、78 名が今西予市内で透析をやってるんですよ。そしたら先般説明でね、八幡浜へ 4 名とか、八幡浜市立総合病院へ 9 名とか、いろんな他へ行ってるんですよ。その人たちが、先ほどの討議の中でも、やはり、しっかり病院の患者さんを自分とこへ引き込むような努力、簡単に言うたら、会社で言えば営業努力なんだけど、こういう営業努力ってのが出来ないというのは、台数は 20 台ずつなんですよ、西予市。その中で、111 人あって今 78 人、大体 80 人ぐらいなんですけど、それが目いっぱいになってるから出来ないんですか。そこんことだけちょっとお聞きしたいんです。病院のほうで答えてください。

○加藤委員

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 1 時 22 分）

○加藤委員

再開を告げる。（再開 午後 1 時 22 分）

○片山医療対策室長

この後病院事業のほう御説明させていただきますので、その際にお答えさせていただきます。

○加藤委員

ほかに質疑はございませんか。

○中村委員

巡回診療車運営事業 627 万 5000 円についてお尋ねします。運営主体である野村病院にお支払いするというふうに聞きました。これの内訳について少し詳細が分かれば教えてください。

○片山医療対策室長

内訳につきましては大きく占めてるのが人件費になります。医師、看護師が診療車に乗っていただきますので、その人件費、薬局とか検査、あと経費につきましては燃料費や薬剤費、こういったものが内訳として入っております。

○中村委員

人件費、医師、看護師、薬剤師、診療車たしか

4名体制ぐらいで乗るのかなと思ってまして、今、週に何日稼働して、人件費ってのは医師は日給なんですか。看護師とか、すごい細かいこと聞くんですけど、どういう計算されてるのかなとちょっとそこを教えてくださいませんか。

○片山医療対策室長

基本的に診療車に乗っているのは医師1名、看護師1名から2名という形になっております。算出方法としましては、1日当たり幾らという計算をしてまして、それに運行日数を掛けて算出しているところでございます。

週2日で惣川1日、遊子川1日稼働させていただいております。

○加藤委員

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第42号「令和6年度西予市一般会計予算」医療対策室所管分について、原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○加藤委員

挙手全員により当委員会といたしましては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後1時25分）

【病院】

○加藤委員長

再開を告げる。（再開 午後1時28分）

次に、議案第50号「令和6年度西予市病院事業会計予算」を議題といたします。

麓事務長の説明を求めます。

○麓西予市民病院事務長

議案第50号「令和6年度西予市病院事業会計予算」について提案理由の御説明を申し上げます。

公営企業会計予算書143ページをお開きください。

第2条業務の予定量でございますが、病床数は両病院合計214床でございます。年間患者数は入院4万4530人、外来8万3349人、1日平均患者数は入院122名、外来343名を見込んでおります。また、主な建設改良事業として、医療機器等備品購入費4819万3000円を計上いたしております。

次に、第3条収益的収入及び支出についてでございますが、収入では、病院事業収益の総額を39億5813万円と定め、医業収益29億5296万7000円、医業外収益9億8395万円、特別利益2121万3000円を計上いたしております。

これに対しまして支出では、病院事業費用の総額を46億3911万4000円と定め、医業費用44億3389万1000円、医業外費用2億62万3000円、特別損失460万円を計上いたしております。

次に、第4条の資本的収入及び支出について御説明いたします。

収入では、総額を3億1992万3000円と定め、出資金100万円、負担金及び交付金2億9092万3000円、企業債2800万円を計上いたしております。

これに対しまして支出では、総額を4億6764万2000円と定め、建設改良費4819万3000円、企業債償還金4億1944万9000円を計上しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4771万9000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填することといたしております。

第5条の企業債では、医療機器の購入を目的といたしまして2800万円の限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めております。

第6条では、一時借入金の限度額を2億5000万円と定め、第7条では、予定支出の各項の経費の金額の流用、第8条では、議会の議決を経なければ流用することと出来ない経費として、職員給与費27億3706万5000円及び交際費270万円と定めております。

第9条では、一般会計から受ける補助金として、補助の目的と合計金額1億5302万1000円を定めております。

第10条では、棚卸資産の購入限度額を6億3000万円と定めて定めております。

それでは、当初予算のうち、西予市民病院分について御説明いたします。

予算書149ページを御覧ください。

第2条業務の予定量のうち、西予市民病院分については、病床数154床、年間患者数は入院2万9200人、外来4万4955人を見込んでおります。

続いて、予算書195ページを御覧ください。

収益的収入について御説明いたします。

1款病院事業収益、1項医業収益、1目入院収益12億8480万円、2目外来収益6億2487万4000円、

3 目その他医業収益 8846 万 2000 円、医業収益の合計を 19 億 9813 万 6000 円といたしております。

次に 196 ページになります。

2 項医業外収益、1 目受取利息及び配当金 2000 円、2 目他会計補助金 9574 万 3000 円、4 目負担金及び交付金 2 億 3395 万 6000 円、6 目長期前受金戻入 2 億 1179 万円、8 目その他医業外収益 1563 万 3000 円、10 目事業所内保育・病児保育運営収益 6850 万 1000 円、医業外収益の総額を 6 億 2562 万 5000 円といたしております。

このほか 3 項特別利益 1596 万 4000 円を合わせまして、病院事業収益を 26 億 3972 万 5000 円といたしております。

前年度と比較しまして、医業収益は 4159 万 5000 円の減額となっております。これは新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んでいた、入院及び外来収益が、令和 5 年度は回復傾向にありましたが、依然としてその影響がなくなることがなくて、集団感染となって入院収益が伸び悩みました。令和 5 年度の実績をもとに、減額との見込みとなったものでございます。

また、医業外収益が 8000 万円増額となっておりますが、これは一般会計からの負担金増によるものでございます。

次に、198 ページを御覧ください。

収益的支出について御説明いたします。

1 款病院事業費用、1 項医業費用、1 目給与費 15 億 4196 万 2000 円、2 目材料費 3 億 9180 万円、3 目経費 4 億 5973 万 7000 円、4 目減価償却費 3 億 1542 万 2000 円、5 目資産減耗費 480 万円、6 目研究研修費 798 万 2000 円とし、医業費用総額 27 億 2170 万 3000 円といたしております。

1 目給与費につきましては、前年度と比較しまして 5943 万 4000 円の増額となっております。これは人事院勧告に基づきますベースアップ分や、会計年度任用職員への期末手当の支給のほか、定期昇給の影響によるものでございます。

2 目材料費につきましても 600 万円の増額となっております。これは入院外来の増による薬品の診療材料の増によるものでございます。

3 目経費につきましては 990 万 1000 円の減となっておりますが、これは、令和 5 年度の実績によりまして、各項目を調整し減となったものでございます。

204 ページを御覧ください。

1 款病院事業費用、2 項医業外費用、1 目支払利息及び企業債取扱諸費 3265 万円、2 目雑支出 3500 万円、3 目長期前払消費税償却 1838 万 8000 円、4 目消費税及び地方消費税 300 万円、6 目事業所内保育・病児保育運営費 6850 万 1000 円で、医業外費用の総額を 1 億 5753 万 9000 円といたしております。

このほか、特別損益損失 1500 万円を含めまして、病院事業費用の総額を 28 億 8074 万 2000 円としております。

続いて、207 ページを御覧ください。

1 款資本的収入、1 項出資金、1 目出資金 100 万円、2 項負担金及び交付金、1 目一般会計負担金 2 億 2299 万 7000 円、3 項企業債、1 目企業債 2800 万円を合わせまして、資本的収入の総額を 2 億 5199 万 7000 円といたしております。2 項負担金及び交付金が 3997 万 4000 円増加しているのは、一般会計繰入金の増によるものでございます。3 項企業債が 1200 万円減額しているのは、企業債の対象となる機器の減によるものでございます。

208 ページを御覧ください。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、2 目固定資産購入費 3343 万円、2 項企業債償還金、1 目企業債償還金 3 億 1202 万 9000 円を合わせまして、資本的支出の合計を 3 億 4545 万 9000 円といたしております。

1 項建設改良費につきましては 1462 万 2000 円の減となっておりますが、これは医療機器や備品の購入を予定しております。

2 項企業債償還金につきましては、1778 万 6000 円増加しておりますが、これは、令和 4 年度に借入れした元金償還が開始したためでございます。

以上、議案第 50 号「令和 6 年度西予市病院事業会計予算」のうち西予市民病院分の説明させていただきます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○加藤委員長

次に垣内事務長の説明を求めます。

○垣内野村病院事務長

続きまして、野村病院分について御説明いたします。

当院は、地域の医療に貢献し、信頼される病院を目指します、の病院理念のもと、西予市東部地

域全体の医療を支えるべく、令和6年度においても、在宅医療の充実を図り、地域包括ケアシステムの構築の核となるよう取り組んでいく所存でございます。

それでは、予算書149ページをお開きください。

第2条業務の予定量の野村病院分については、病床数60床、年間患者数は入院1万5330人、外来3万8394人を見込んでおります。

続いて、予算書211ページをお開きください。

事項別明細書で御説明いたします。

まず、収益的収入について御説明いたします。

1款病院事業収益、1項医業収益、1目入院収益5億895万6000円、2目外来収益3億9161万8000円、3目その他医業収益5425万7000円、これらを合わせて、医業収益を9億5483万1000円といたしております。

次に、2項医業外収益、1目受取利息及び配当金14万8000円、2目他会計補助金5673万8000円、4目負担金及び交付金2億1977万3000円、6目長期前受金戻入6888万2000円、8目その他医業外収益1278万4000円、これらを合わせて、医業外収益を3億5832万5000円といたしております。

このほか、3項特別利益524万9000円を合わせまして、病院事業収益の総額を13億1840万5000円といたしております。前年度と比較しまして、医業収益は7376万7000円の減額となっておりますが、これは、令和5年度上半期の実績等に基づき、入院患者数を前年度より少なく見込んだことが要因となっております。

また、医業外収益が3785万7000円増額となっておりますが、他会計補助金と負担金及び交付金のうち、主に基礎年金拠出金に係る経費、高度医療に要する経費、リハビリ医療に要する経費が増額となったことによるものです。

次に、214ページをお開きください。

収益的支出について御説明いたします。

1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費11億4519万6000円、2目材料費1億8851万円、3目経費2億2391万7000円、4目減価償却費1億4556万5000円、5目資産減耗費300万円、6目研究研修費600万円、これらを合わせまして、医療費用17億1218万8000円といたしております。1目給与費につきましては、前年度と比較しまして2037万1000円の増額となっております。これは、職員数の減により給料は減額となるものの、

会計年度任用職員への勤勉手当支給による手当の増額によるものです。

次に、2目材料費につきましても1948万円の減額となっております。これは、患者数の減少に伴い、薬品や診療材料、給食材料が減額となることによるものです。

3目経費につきましては、賃借料や委託料など増額はあるものの、消耗品費633万8000円の減額、光熱水費のうち、電気料が120万円の減額等に伴い368万円が減額となるものです。

4目減価償却費につきましては、建物等の償却費が減少し611万2000円の減額となり、5目資産減耗費は、器械備品除却費が減少し10万円の減額となるものです。

続いて、1款病院事業費用、2項医業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費28万円、2目雑支出3000万円、3目長期前払消費税額償却980万4000円、4目消費税及び地方消費税300万円で、これらを合わせました医業外費用を4308万4000円といたしております。このほか、特別損失310万円を合わせまして、病院事業費用の総額を、17億5837万2000円といたしております。

続いて、222ページをお開きください。

1款資本的収入、2項負担金及び交付金、1目一般会計負担金6792万6000円を計上いたしております。

続いて、223ページを御覧ください。

1款資本的支出、1項建設改良費、2目固定資産購入費1476万3000円、2項企業債償還金、1目企業債償還金1億742万円、これらを合わせまして、資本的支出の合計を1億2218万3000円といたしております。

1項建設改良費につきましては、上部消化管汎用ビデオスコープ等の医療機器の購入を予定しております。

以上、議案第50号「令和6年度西予市病院事業会計予算」のうち、野村病院分の説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○加藤委員長

両事務長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はございませんか。

○山本委員

208 ページの市民病院の医療機器の購入なんですけど、具体的には何を予定されてるんですか。

○麓西予市民病院事務長

幾つかございますが大きなもので申し上げますと、超音波画像診断装置、超音波当てて中のものを見る機器、これが900数十万円します。そのほかはですね、一般撮影F P D装置というのがございまして、エックス線を照射してその場でデジタル変換して画像としてP C、パソコンへ転送するような装置、それが700万円程度。そのほかですね、検査に使う機械、ヘモグロビン分析装置、自動糖分分析装置、そのほかのデジタル眼底カメラとか、こういったものがございます。

○酒井委員

購入じゃなしに、レンタルっていうのが私も聞いたことあるんですが、今、手法が少し変わったんですか。

○麓西予市民病院事務長

確かにレンタルっていうふうなところをやっているものもございます。頻度が少ないものに関しましてはですね、いつ使うか分からないっていうところに関しましては、レンタルで対応させていただいております。使う頻度が多いものに関しましては、レンタルと比較して購入したほうが安価であろうというふうな分析をして購入をさせていただいております。

○酒井委員

レンタルはどうせ、医療機器の会社じゃなしに、結局金融機関とか、そういうところからお金を借りてレンタルにして、10年なら10年でやるんで、結局一遍でこうして買うと、頻度が高くなろうが安くなろうが、結局、経営的に資金繰りの負担が非常に軽度に進むんじゃないかと思うんですがでしよう。

○加藤委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後1時50分）

○加藤委員長

再開を告げる。（再開 午後1時51分）

○麓西予市民病院事務長

確かにレンタルということもございまして、民間というところの手法もございます。レンタルと購入との大きく違う点は、レンタルについては、国からの補助が出ないんですけれども、購入ということは、起債とか、そういう国の補助が出るところが大きなメリットかと考えております。

○酒井委員

先ほど医療対策室のほうで質問したんですけれども、自立支援の人工透析ですね、人工透析の人数とかそういうもので、おだクリニックと西予市民病院が現在78名という話聞いたんですけれども、西予市の中には111名から100何名の人工透析をおこなっている方がおられるという、私ちょっとデータいただいておりますんで、その中で、結局八幡浜だとか宇和島だとか行ってる人が結構おられる。自分の都合なのか、それとも病院の台数がどちらも20台なんで、おださんとかも市民病院も。その辺りの中で、台数は大体これで回転するのか、透析日数や時間とか見て、これが限度でほかのどこへ流れるのか、それとも医療の、言葉悪いですが、営業活動的にやられるのが少ないのか、そこんとこちょっとお尋ねします。この透析を西予市が約40名が今されてるとしたら、1人がだいたい350万か400万いるもんですから、大体1億6000万になるんですかね。それぐらいの年間の医療収入が上がってくるという中で、先ほど言いました、もう目いっぱいなのか、それともいろんな事情でほかのどこへ西予市の方が流れているのかということをお聞きします。

○麓西予市民病院事務長

透析患者についてお答えいたします。ベッド数につきましてはお見込みとおり20台あります。透析というのが月水金でやられている方、それから火木土でやられている方、2通りあって、午前と午後がありますので、今は月水金の午前と午後の2班、それから火木土の午前は1班でやっております。ですから物理的にはベッド数が20あって、どうしてもあけておかなければいけないベッド数っていうのがあるので、マックスには50名程度にはなるんですけれども、火木土の午後も透析をするとすれば、受入れの人数は増やすことが出来ます。ただ、今現状を申し上げますと、スタッフ、透析を管理していただく医師にも土曜日午前中は特別に出てきていただいて、勤務外で見させていただいているというところありますし、透析を管理する職員についても、代休処理、勤務を調整してという処理になっておりますので、スタッフが整えば、患者数は増やすことができるというふうなことになるかと思います。

○酒井委員

といいますのはここも先生、そして看護師が足

りないということが説明ありますけれども、私の聞き及んでるところは、ちょっと確認したいんですが、泌尿器科の免許を持ってないと、医師がこの透析が出来ないのか、それとも何らかの内科医療の医師の免許を持ってる人ができるのか。ちょっとそれは確認しておきたいんですが。

○麓西予市民病院事務長

私も専門ではないので、詳しいことは申し上げられないんですけども、この件につきましてうちの泌尿器科の医師に確認をしました。愛大等にも行った折にも御説明を受けるんですけども、基本的に透析患者を診るのは、腎臓内科の先生が見られるのが本来の姿であるというところで、泌尿器科の医師が透析患者っていう考え方がそもそも間違っているというふうな認識があるということ、それがまた、聞き及ぶところによりますと関西と関東でそういう取扱いが違うということであるんですけども、基本的に愛大医局の教授がおっしゃられるところによると、基本的には透析っていうのは、腎臓内科の医師が見られるっていうところが本筋というふうに聞き及んでおりますので、内科の医師が見ようと思えば、以前は見られていたことがあったに聞き及んでおりますので、現在細分化されてっていうところもあるんですけども、現状どのように医療が果たされておるのかちょっと分からないんですけども、今私が知り得る範囲は以上でございます。

○加藤委員長

ほかにございませんか。

○酒井委員

野村病院の在宅医療っていうことについてお尋ねしたいんですが、私どもの地区でたんぼぼさんが、在宅診療、在宅医療、そして在宅看取りっていうやつをテーマでやっておるんですよ。やはり看取りは在宅でしたいという方向でやってるんですが、在宅医療そして在宅診療の、どうも私ちょっとその範囲が分からないんですけども、野村病院の言う在宅医療ってのは、昔でいう往診程度なのか、そもそも、病院を離れて自宅で点滴したり、医療行為をされるのか、その辺りちょっと確認しときたいんですが、かまいませんか。

○垣内野村病院事務長

先ほどおっしゃいました、在宅医療と在宅診療の違いというのはちょっと私のほうでははっきりつかみかねているところです。ただ当院の医師も

訪問をして、そちらで診察をして帰ってくるっていうこともやっておりますし、点滴等が必要になった場合は、訪問看護のほうで対応することが、医師の指示を受けて、看護のほうで対応することも出来ますので、そういったことで対応しております。また、在宅での看取りも、積極的に行っておりますので、そういったところも対応しているところです。

○酒井委員

在宅看取りを医療のテーマにされてるのが、たんぼぼさんなんで、結局、夜中でも行きます。夜中の1時でも電話かかったら行きますんで、非常に便利な、地区の人たちにはありがたい形なんです。これら聞きますと、半径何キロ以内でないと、医療的な行為が出来ないっていうような法律があるかどうかちょっと、確認出来ないかもしれませんが、どうでしょう。そんな話があるんですけども、結局宇和町へはなかなか行けないねというような範囲、在宅看取りなんかをするときに、診療するときに、在宅介護でも、もし野村病院がやるんだったら、宇和病院まで来ていただけますかって言ったらそれはちょっと来れない、城川の奥のほうへ行くっていうのは、これもできるんですか。その辺りはどうなのでしょう。

○垣内野村病院事務長

距離によって、在宅診療ができるか出来ないかっていうところはちょっと私のほうでは把握出来ておりません。ただ、当院の場合、在宅診療を先生方が訪問する場合に、惣川とかにも行きますので、その距離によってできるできないっていうのはないのではないかと、根拠を持っていませんので、間違っているかもしれませんが、そういうふうには考えております。

○酒井委員

野村の病院で在宅看取りってのは年間どれぐらいあるんですか。

○垣内野村病院事務長

件数を把握しておりませんが、その件数につきましてはまた後日、御回答させていただけたらと思います。

○二宮委員

予算書の中で、西予市民病院は198ページの事務職員給8388万4000円、野村病院は3270万3000円があるんですが、以前の記憶では、医療事務を外部委託されとったような気がするんです

けども、この分がその金額でしょうか。

○加藤委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後2時2分）

○加藤委員長

再開を告げる。（再開 午後2時4分）

○麓西予市民病院事務長

西予市民病院事務職給には、医療事務という範囲の中で、外部委託をしている部分は入っていません。ただし、医療事務の中でも医師事務作業補助者とかクラークとかいうふうなところは、ここに含まれております。それ以外のものにつきましては、予算書で言う201ページの委託料、維持業務委託料というところの5000万、これに外部委託をしておる状況です。

○垣内野村病院事務長

当院の場合は、医療事務に関しては委託をしておりませんで、会計年度任用職員として直接病院が雇用しております。ここの職員給与費の事務職員給ではなく、その他の職員給に計上をしておるところです。

〔委員長交代〕

○加藤委員

全体的なことでお聞きするんですけれども、看護師がちょっと足りていないので、病床を減らしている、何病棟かを閉めているというようなことでずっとやられているようなんですけれども、もちろんそういうことで、収益は減っているっていうのは分かるんですけれども、他市の病院ではそういう中、ベッドコントロールなどをして、そういう状況でも収益を上げているということをよく聞くんですけれども、その辺については、西予市はどのような方法でやっておられるのかお聞きいたします。

○麓西予市民病院事務長

西予市民病院分についてお答えさせていただきます。確かに今43床分、療養病床を閉所しております。これの原因というのが見込みのとおり看護師不足によるものです。今第3病棟まである中で2病棟でいかに効率的に運営できるかということにつきましては、毎日、入院患者、それから退院患者を診る担当の職員が、入院退院の調整をして、医師や看護師と連絡調整をしながら、いかに病棟を回していくことが効率的かっていうところは、考えながらやらせていただいております。

○垣内野村病院事務長

野村病院におきましては、現在60床ということで、かつて1病棟ありまして、そのうちの1病棟がもともと内科病棟で使っていた病棟のみで現在運営をしております。その60床のうち、現在は10床のみ地域包括ケア病床ということで取扱いをしております。この地域包括ケア病床に入院させる患者と、一般病床に入院させる患者、そういったところを、ベッドコントロールをしながら運営をしております。60床に病床を減らした後にも、この地域包括ケア病床っていうその病床を何床にするかというところを院内で議論をしておりまして、こういったところを見極めながら運営をしております。

○加藤委員

今両病院、ベッドコントロールをして努力をしているということなんですけれども、いつぐらいからそういうことはされていたんですか。他市では、かなり前からやられてるっていうのを私は聞いたんですが、西予市はいつぐらいからこのベッドコントロールを集中的にやられるようになったのかお聞きいたします。

○麓西予市民病院事務長

いつからっていうところをはっきりお答えできる答えをもち合わせておりませんけれども、私来て3年目になりますけれども、それ以前から、ベッドコントロールについては医局会等で議論がなされ、シビアに運営をされていたものと推察いたします。

○垣内野村病院事務長

野村病院におきましては、平成28年の6月から7月ぐらい、ちょっとはっきりはいたしませんけれども、その辺りに地域包括ケア病床を最初に9床の設定をしまして、そこから、一時期は、病棟に変更したりですとか、また、こういった人員不足になってきまして、病棟編成を変更するときに、地域包括ケア病床も変更したりとかそういったことを行ってきたしております。

○加藤委員長

ほかに質疑はございませんか。

○酒井委員

非常に病院経営難しくなっているところでございますが、また振出しに戻す形にしますが、21年、22年のときに、明浜の診療所とかそういう問題が出たときに、病院経営の送迎バスをやってくれないかと、強い要望がありまして、もうそ

ろそろ病院が患者さんを直接送り迎えするの、病院自体がやったらどうなんですか。私はこれは医師会が反対したから出来なかったという話を聞いてるんですけども、もう経営がここまで来たら、なりふり構わずやられたらどうですか。そしたら、宇和島自動車の、今何千万も出してる分も調整しなくても済むんですよ。これは考えがあるかどうか、これは部長に聞くのがいいんですかね。

○浅野医療介護部長

言われるように今民間で送迎バスを運営するのはよく見ます。その中で、市立病院等々がですね、公立分でやったらどうかという話ではあると思うんですけども、今言われたように、問題提起もおっしゃられましたけども、医師会との関係の話であったりとか、そこら辺いろいろ調整しながらですね、できるようであれば、前向きに取り組む必要もあるかなとは思いますが。ただ今公共交通バスを推進活用する中で、やはり、この病院に伴う通院のバス関係と買物という形のバランスもあるかなと思いますので、そこら辺はしっかり網羅するような形で、検討していきたいと思います。

○酒井委員

城川の民営バスを合併してからずっと細々細々といろんなラインを引いております。民間に任せたり宇和島バスでやらしたり。それをもう一つに網羅して、買物入れること出来ないかもしれませんが、病院の患者さんの送り迎えは積極的にもうやるべきときにきてるんじゃないかと思います。今、指定管理者の問題もできておりますので、その辺りも含めた形で、厚生常任委員会では可決されましたけども、その辺りも含めた形で検討する、そして、特別委員会の諮問の中でも、病院の行く足の要望も出ておりますので、その辺りも含めて、市民病院のときからでもやってかまわんのじゃないかと思いますが、また医師会の猛反対があるかもしれませんが、その辺りはひとつ、もうそろそろ経営がこれだけきつくなったら、悪く言えば、患者さんの取り扱いというようにとこが目に見えますので、考える時期に来てるんじゃないかなと思います。御意見聞かしてもらったら。

○浅野医療介護部長

貴重な御意見ありがとうございました。前向きに検討してまいりたいと思います。

○加藤委員長

ほかに質疑はございませんか。

○中村委員

一般会計の負担金についてお尋ねします。市民病院側が 207 ページ、野村病院が 222 ページにそれぞれ記載がございまして、令和 6 年度当初につきましては、市民病院側が 2 億 2299 万 7000 円、ざっくり 2 億 2300 万円、野村病院が 6792 万 6000 円でざっくり 6700 万円とすると、2 億 9000 万円ぐらいになるのかなあって、ちょっと計算をいたしました。当初で 2 億 9000 万円、昨年度の分はざっくり合計すると 2 億 4500 万円ぐらい当初で一般会計の負担金が組まれていたようにここに記載されてると思います。一方で令和 4 年の一般会計の繰り出しは 3 億 4860 万 7000 円だったというデータをいただいておりますので、これはこれから令和 5 年度についてはもう補正が 3 月ぐらいに出ていましたので、ざっくり幾らになったかということはお答えいただけると思うんですけど、令和 6 年度につきましても、またこれは補正で、究極来年の 3 月頃には、結局 3 億 5000 万円ぐらいになるのかなあみたいなことに見通ししてなるんでしょうか。ちょっと見通して変な言い方ですけど、今までの経緯と、本年度の当初がどのくらいいけるのかというそういうところをお聞きしたいと思います。

○加藤委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 2 時 15 分）

○加藤委員長

再開を告げる。（再開 午後 2 時 18 分）

○麓西予市民病院事務長

当初予算で見込ませていただいております 2 億 2000 万にがしの金額なんですけれども、現状考えられる数値を計上しております、年度途中に今年ありましたような制度改正による人件費の増であるとか、そういう突発的な燃料費が上がったであるとか、そういうことがない限りは、この金額でいかしてもらおうと考えております。

○垣内野村病院事務長

野村病院におきましては、これまでもそうでありましたように今年度におきましても、当初で予算を計上しまして、そのあと実績に応じて、繰入れをしていただく分につきましては、3 月補正において、今までと同じように調整をさせていただく予定です。今までどおりの計上方法で計上しておりますので、今年度において変更はないものと

思っております。

○中村委員

指定管理者制度の導入について、財政上のことということが大きくうたわれておりましたのでお尋ねしました。3億5000万円以上はもう西予市としては負担が相当厳しいと。本年度、今回この当初にうたわれているように2億9000万円で収まるとすれば、それは指定管理者に任さんてもよかったじゃないかみたいなことが、議論としてあり得ないのかな。そういうことには関係がないかなと思いますがいかがでしょうか。

○麓西予市民病院事務長

御指摘のとおりでありまして、指定管理移行する理由の一つとして、財政悪化を防ぐというところが一つの目的であったかと思います。財政的な面はクリア出来たとしても医師確保であるとかスタッフの、そういうところの面から指定管理のほうは考えていただきたいと考えておりますし、私どもは、できる限り財政的なところはですね、有利な方法で、運用であるとか経費の削減であるとかは、引き続き努めたいと考えておりますので御理解をいただいたらと思います。

○加藤委員長

ほかに質疑はございませんか。

○山本委員

2年に1回の改定で今度は介護報酬も改定になるというので、大きな改定になるんじゃないかと思うんですが、その辺のもくろみとか見込みとかそんなものは、聞いてもいいですか。

○麓西予市民病院事務長

今回の診療報酬改定2年に1回と介護報酬が3年に1回、今年重なる年でございます、既に当病院につきましても次の改定に向けて動き出しているところです。御存じのように2%増の改定が出るところです。そのうち人件費にというふうなところもありまして、診療報酬のほうはさほどプラスというところは見込めないところがあります。実際これは、文書でいうと700ページぐらいの文書が出ておりまして、そこを一つ一つ今係の者が分析をして、どれが有利な方法かっていうのは分析をさして、対応策を練っているところです。ただ、それもまた人件費のほうへというふうな、国の誘導とかもありますので、そこら辺、他市の状況も踏まえながら対応はしていきたいと考えております。

○酒井委員

確認のためにちょっとお聞きしておきますが、中村委員がおっしゃった今年2億何ぼの。指定管理者になるのは来年の4月以降なんですよ。そのときに3億5000万円を超えるから指定管理者にしたいというぐらいの考え方の取りようだと思うんですよ私は。だから今年は3億5000万円の中でやれるから、来年の3月末まではそれでやれる。それから令和7年4月1日から令和8年3月31日までは3億5000万円より大分出るような気がします。今のシミュレーションでは。そのために、私はやってるんじゃないかというような気がしておるんですが、どうでしょう。それで、令和7年4月1日からの予算を3億5000万円以上出さなくて済むような予算案が出てくるんやったら、何ら指定管理者する必要もないんじゃないですか、財政的にはですよ。私の意見を言っただけにしておいてください。

○加藤委員長

今のは答えは要らないということですか。

○酒井委員

どうも答えにくいようでございますので、私の意見を述べただけということにしておいてください。確認をただけです。ですから、令和7年4月1日からの予算を上げるにおいては、3億5000万円以上出るんじゃないでしょうかという質問です。だから、1年よりもっと先です。

○麓西予市民病院事務長

私の説明不足やったかもしれないんですけども、今中村委員御指摘の207ページの2億2299万7000円についてなんですけれども、市からの繰入金というのがこれ以外にですね、第4条に上げる分とか第3条に上げる分とか分かれておりまして、合計をすると令和6年度の当初予算で5億9000万円です。繰入れていただく金額が5億9000万円。

○井関副委員長

それは西予市からの繰入金であって、国からそこに補填される分を差し引いてないと思うんですけど、それを差し引いた金額で言わないと3億5000万円とつじつまが合わなくなるんで、そういう答え方おかしいと思います。

○麓西予市民病院事務長

井関委員御指摘のとおりなんですけれども、その繰り入れる金額っていう、西予市の一般会計の

ほうから病院事業のほうへ 5 億 9000 万円入れています。国から市へ幾ら入るかっていうのは財政当局ではないと把握していないっていうところなので、この詳しい数字っていうのは、また、財政のほうに問合せたいと考えております。

○井関委員

今年 3 億 5000 万円っていう数字がもうずっと歩いていっているんで、実際に令和 6 年度においては、財政的な処置をした後に、病院として実際にどのくらい今回の当初予算の説明書のしょっぱなに、10 億何ぼっていう金額がほんと今までこういう書き方をされたことないのに、そういう書き方をされてました。こういう書き方をなぜするのかなと思いながら自分でもちょっと疑問に思ってたんですけど、こんだけ一般会計から繰入れをしますよっていうことを言いたいんだろうなというのは分かったんですけど、そういう書き方自体が、ちょっと、言葉悪いですけど姑息だなという気がいたしておりましたので、やっぱり国からの交付税措置を、ちゃんと差し引いた中で、今 3 億 5000 万円という話をよくしているので、それとの比較としてどのくらいだというのをを出していただかないと、なかなか納得出来ないんじゃないかなと思いますので、そこら辺は今でなくていいので、財政と相談されまして、数字としてあらわしてください。

○麓西予市民病院事務長

承知いたしました。

○加藤委員長

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○加藤委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 50 号「令和 6 年度西予市病院事業会計予算」について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○加藤委員長

挙手全員により当委員会といたしましては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 2 時 28 分）

【つくし苑】

○加藤委員長

再開を告げる。（再開 午後 2 時 47 分）

次に、議案第 51 号「令和 6 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」を議題といたします。

亀岡事務長の説明を求めます。

○亀岡つくし苑事務長

議案第 51 号「令和 6 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」について御説明を申し上げます。

野村介護老人保健施設つくし苑の事業につきましては、利用者の心身の状況に応じた適切な介護及び機能訓練のほか、費用の必要な医療等を提供することにより、日常生活の自立と家庭復帰を支援し、地域に親しまれ、信頼される施設を目指して、引き続きサービスの提供に努めてまいりたいと考えております。

それでは、予算書 225 ページをお開きください。

まず、第 2 条業務の予定量について御説明いたします。入所定員は 100 人、1 日当たりの通所者定員は 35 人、年間の利用者数を入所、通所合わせて 4 万 285 人を見込んでおります。

次に、第 3 条収益的収入及び支出について御説明いたします。

収入では、施設事業収益の総額を 6 億 3376 万 6000 円と定め、施設運営事業収益 5 億 4468 万 1000 円、施設運営事業外収益 5244 万円、特別収益 3664 万 5000 円を計上しております。

これに対して、支出では、施設事業費用の総額を 6 億 6736 万円と定め、施設運営事業費用 6 億 6247 万 7000 円、施設運営事業外費用 488 万 3000 円を計上しております。

第 4 条資本的収入及び支出でございますが、資本的収入を 8820 万 6000 円、資本的支出を 9432 万 3000 円計上しております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 611 万 7000 円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとしております。

続きまして、第 5 条では、一時借入金の限度額を 1 億円と定め、第 6 条では、予定支出の各項の経費の金額の流用することができる場合を定め、第 7 条では、議会の議決を得なければ流用することの出来ない経費として、職員給与費 4 億 9224 万 3000 円及び交際費 7 万円を定めております。

また、第 8 条では、一般会計からの補助金とし

て、職員の児童手当補助、企業債元金償還補助等、合計で1億1500万7000円を定めております。

第9条では、棚卸資産の購入限度額を2000万円と定めるものでございます。

続きまして、収入的収入及び支出、また、資本的収入及び支出の詳細について、事項別明細書で御説明申し上げます。

257ページをお開きください。

それでは収益的収入では、1款施設事業収益、1項施設運営事業収益5億4468万1000円を計上しております。前年度と比較して526万7000円の増となっております。

また、1目施設介護給付費収益は4億2184万3000円を計上しております。前年度と比較し80万5000円の減となっております。

2目居宅介護給付費収益は1億1809万8000円を計上しております。前年度と比較し547万2000円の増となっております。

なお、ただいま説明いたしました、1目施設介護給付収益につきましては、厚生労働省が定めます施設基準を、前年度と同じ超強化型を維持継続し、利用者のサービス向上と、経営の安定に努めてまいりたいと考えております。

次に、2項施設運営事業外収益は5244万円を計上しております。

258ページをお開きください。

主なものは、2目他会計補助金2680万1000円、5目その他施設運営事業外収益251万3000円及び6目長期前受金戻入2312万5000円となっております。

続きまして、収益的支出について御説明申し上げます。

1款施設事業費用、1項施設運営事業費用は、施設運営に必要となる職員の給与費をはじめ、療養材料費や経費などを合わせまして6億6247万7000円を計上しております。こちらは前年度と比較しまして1924万2000円の増となっております。つくし苑に勤務している職員の処遇改善、会計年度職員への金額の増加が主な要因となっております。

次に、263ページをお開きください。

5目減価償却費は4714万6000円を計上しており、7目研修費として164万8000円を計上しております。

続きまして2項施設運営事業外費用、1目支払

利息及び企業債取扱諸費は487万3000円を計上しております。

次に、265ページをお開きください。

資本的収入及び支出について御説明いたします。

まず、1款資本的収入、2項補助金、1目他会計補助金ですが8820万6000円を計上しております。前年度と比較して613万円の増となっております。これは、平成29年度の増築に伴い、借入れを行った介護サービス事業債の償還に伴い、補助金額が増加しているものでございます。

1款資本的支出、1項建設改良費、2目固定資産購入費は1148万8000円を計上し、購入する備品の主なものは、介護記録システム、パソコンの更新費用等でございます。

2項企業債償還金、1目企業債償還金では8283万5000円を計上しております。

その他、今回説明を割愛させていただきました予算に関する注記、キャッシュフロー計算書、給与費明細書、損益計算書、貸借対照表等につきましては、後ほどお目通しをいただきたいと思います。

以上、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○加藤委員長

亀岡事務長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はございませんか。

○酒井委員

今入所したり利用している人の西予市市外、そして西予市の5町の利用度合いってのは分布的なものはどんななってますか。今わからなかったら、後ほどでも結構です。

○亀岡つくし苑事務長

正確な数字ではちょっと、今お答え出来ませんのでまた後ほど御報告させていただきますが、1月末に調べた時点では、市外の方は4、5名おられたと思います。ほとんどが大洲の方で、宇和島の方が1名おられたと考えておりますが、今現在の詳細の報告の数字はまた後ほどお知らせいたします。

○酒井委員

ほとんど西予市の方が利用されてるということですのでよろしいんですね。そして、野村・城川の方がやっぱり近距離になりますんで、そういう問題もあってどれぐらいの率で、野村・城川が入ってる

んかなということが少し知りたかったもんですから、お聞きしました。後ほど結構でございます。

○加藤委員長

ほかに質疑はございませんか。

○中村委員

先ほど本年度も超強化型を維持するというような御説明だったと思います。超強化型ではレセプトの点数に加算があるようなことも以前お聞きしたように思うんですけども、施設運営事業収益のほうでいうと、大体どのぐらいのインパクトというか影響、収入増につながっているのかって分かりますかね。

○亀岡つくし苑事務長

この加算額といいますか、今回先ほども介護報酬等の改定があるということでもお話あったかと思うんですが、基本型と比べまして、超強化型でありましたら、500 単位程度、500 単位ですので10 円掛けるので5,000 円程度の差があるのはあるんですが、それが1 人当たりであったり、1 日単位であったりいろいろ、加算の仕方が違うので、一概にどのくらい違うかというのはちょっとあれなんですけど、またちょっと調べまして御報告させていただきますと思います。

○加藤委員長

ほかに質疑はございませんか。

○井関委員

今の関連なんですけども、この超強化型を維持するための職員の数っていうのは、今の現在足りているんでしょうか。

○亀岡つくし苑事務長

つくし苑につきましても今年度正職員が2 名、会計年度でフルで夜勤をされていた方が1 名、退職をされておりますので、いっぱいいっぱいのところではあるんですが、超強化型をするに当たって、リハの人数を増やしたりですとか、相談員を増やしているのは、数年前にしておりますので、まだその影響には来ていないわけなんですけど、夜勤の人数というのは非常に今厳しいところではあります。超強化型についてはまだ維持ができております。

○井関委員

3 名やめられとるということなんですけども、これ維持するためだけじゃなくって、やめられたら後の残された職員に負担がかかっていると思うので、ぜひとも、補給というか人員を増やすよ

うにお願いしたらと思います。

○加藤委員長

ほかに質疑はございませんか。

〔委員長交代〕

○加藤委員

つくし苑と野村病院の連携についてお伺いしたいんですけども、野村病院に入院されてた方が自宅には帰れないということでつくし苑のほうに入られるのではないかなと思うんですけども、その場合、ずっといられるわけじゃないと思うんですけども、どういうふうな形で、この二つを連携してやっておられるかちょっと教えてください。

○井関副委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後3 時1 分）

○井関副委員長

再開を告げる。（再開 午後3 時2 分）

○亀岡つくし苑事務長

野村病院とつくし苑の連携についてということでは回答させていただきます。今現在週1 回木曜日に病院とつくし苑の担当スタッフが連携カンファということで情報の交換をしております。野村病院から入ってこられる方が一番多いんですが、そういった方になると、先ほど加藤委員言われたように、ずっとおられる施設ではございませんので、また次の特養であったり、そういった次の介護施設等を紹介等しながら、ケアマネさんとも連携をとりながら、スムーズな在宅につながる仕組に努めております。

○加藤委員

ほかに質疑はございませんか。

○酒井委員

先ほども病院でちょっと聞いたんですが、野村病院が在宅診療をやるということに関して、野村病院から在宅のほうへ持って行って診療する方法と、つくし苑へ行かれる方法と、やっぱあるわけでしょ。だからそこそこを、野村病院が在宅診療なり、在宅治療するんだったら、そちらの在宅でしたほうが、私は何かスムーズな形がとれるんじゃないかなと思うんですよ。結局、今入院するのも、時間的に何カ月かたってからでなきゃだめ。そういう規定もあるわけですから、野村病院との連携ってのはその辺りもあると思うんです。それで野村病院が先ほどから問題になってるベッド数の問題、ベッドがあるかないかによってもまた今後違ってくると思うんですよ。だからその辺りも

含めた形で将来的にしっかりした連携をとってもらいたい。まだ指定管理してやるとしても、あとまだ1年以上あるわけで。お願いします。

○加藤委員長

質問ですか。

○酒井委員

お願いします。

○亀岡つくし苑事務長

先ほど看取りでも言われましたが、なかなか家庭で看取りをするっていうのが難しい方もおられまして、またつくし苑での看取りをされる方もおられます。今年度多分10名以上の方がつくし苑で看取りをされてるんだと思うんですが、そういった、在宅での看取りそしてまた施設での看取り、そういったところの連携を深めながら今後についても検討を進めていきたいと考えております。

○加藤委員長

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○加藤委員長

以上で質疑を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第51号「令和6年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○加藤委員長

挙手全員により当委員会といたしましては、原案どおり可決することに決しました。

本委員会に付託されました議案についての審査は、全て終了いたしました。

これにて閉会といたします。

閉会 午後3時5分

西予市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

西予市議会厚生常任委員長 加藤 美香